

# **桑名市立小中学校再編計画(案)**

**令和8年 月**  
**桑名市**

# 目 次

1はじめに.....	1
2計画の策定にあたって.....	2
2.1 計画の背景と目的.....	2
2.2 計画の位置付け.....	5
3小中一貫教育に関する国の動向.....	6
3.1 学習指導要領の変遷.....	6
3.2 小中一貫教育の教育的意義と目的.....	7
3.3 小中一貫教育における「9年間の学び」.....	8
4近年の学校教育に関する動向.....	9
4.1 学校教育に関する考え方 .....	9
4.2 適正規模に関する考え方 .....	11
4.3 学校規模の標準規模と課題.....	12
5本市の教育.....	16
5.1 本市の「めざす子ども像」.....	16
5.2 小中一貫教育の推進.....	18
6本市の現状と課題.....	24
6.1 現状の整理 .....	24
6.2 課題の整理 .....	34
7再編計画の基本方針.....	35
7.1 子どもたちにとってより良い教育環境を実現することを最優先.....	35
7.2 望ましい学校規模.....	35
7.3 分散進学の解消.....	35
7.4 施設形態 施設一体型小中一貫校.....	36
7.5 校種 義務教育学校 .....	37
8新しい学校配置案 .....	38
9学校再編計画の実施イメージ .....	40
10再編を進めるにあたり配慮すべき事項 .....	42
11関連法令 .....	45

## I はじめに

子どもたちを取り巻く環境は、人口減少や少子化、気候変動、情報技術の進展、AI 技術の革新、グローバル化等により、日々大きく変化しています。このような変化によって近い将来の予測すら困難な時代を迎えていました。

現代の社会を生きていく子どもたちには、従来のような知識や技能の習得だけでなく、新しい“こと”はどう向き合うか自主的に考えだすことができる力が必要です。通信技術の向上により世界中とつながっている中で、国や文化の異なる人々と円滑にコミュニケーションを取る力や、大量の情報の中から「何を選び」「どう考え」「どう伝えるか」といった力が求められています。

文部科学省は学習指導要領において、知識基盤社会やグローバル化等によって急速に変化する社会に対応するため、「生きる力」を育むことがますます重要であると示しています。「生きる力」とは、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視し、次の3つの柱で構成されています。

1. 基礎的・基本的な知識・技能の習得
2. 知識・技能を活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力の育成
3. 主体的に学習に取り組む態度や、学びに向かう力、人間性の涵養

本市はこうした先の見えない時代だからこそ、自ら問題を見つけ、主体的に学び、考え、他者と対話・協働しながら解決していく力、すなわち「生きる力」を身につけることが必要だと考えています。

この「生きる力」を確実に育むためには、義務教育の9年間を通じて、一定の集団規模を確保し、多様な価値観に触れながら、同世代との豊かな経験を積み重ねて成長していくことが重要です。

本計画は、各学校の再編を実施するにあたり、今後の学校のあり方について全市的な方針を示すものであり、今後保護者や地域と具体的な協議を進めるためのスタートラインと位置付けます。

なお、実際に各学校の再編を実施する際には、本計画を踏まえ、地域とともに課題解決に向けた具体的な検討を行い、保護者や地域とともにある学校づくりの実現を目指します。

令和8年 月 桑名市教育委員会

## 2 計画の策定にあたって

### 2.1 計画の背景と目的

本市では、小学校から中学校へスムーズな接続を行うため、子どもたちのより良い「育ち」と「学び」の育成に向け、平成19年度から小中連携に取り組んできました。小学校から中学校への進学においては、子どもたちの生活が大きく変化することや、小学校と中学校の学校文化が異なることもあることから、小中一貫教育を本市の教育に合った形で取り入れていく必要があると考えました。

また、少子化等の進行による小規模校の増加は学校における教育活動のみならず、その他の集団活動を行う上で課題となっていたことや、小中一貫教育の推進と小規模校対策を行う上で、地域コミュニティの核として多様な機能を担う学校施設のあり方についても検討する必要があると考えました。

このような課題に対応し、子どもたちにより良い学校教育環境を提供し、効果的な学校教育の実現に資するため、平成28年5月に「桑名市学校教育あり方検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、今後の児童・生徒の望ましい学校教育環境のあり方について議論がなされました。

表 2-1 桑名市学校教育あり方検討委員会 構成メンバー

■学識経験者：2名
■学校教職員等：4名
小学校長会・中学校長会の代表各1名
小学校教職員・中学校教職員の代表各1名
■保護者：1名 PTA連合会代表
■地域団体等：5名
自治会連合会／民生委員児童委員協議会連合会／社会福祉協議会／青少年育成市民会議／スポーツ少年団の代表
■公募市民：2名

表 2-2 本計画の検討過程

平成29年 桑名市学校教育あり方検討委員会から「望ましい学校教育のあり方について」の答申を受ける

質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桑名市における小中一貫教育について</li> <li>・小規模校への対応について</li> <li>・中学校区を基本とした地域ごとの学校施設の具体的な形態について</li> </ul>
答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桑名市にあった形で全市的に小中一貫教育を取り組むべき</li> <li>・小中一貫教育をおこなう上での施設形態としては、施設一体型小中一貫校が望ましい</li> <li>・将来的には各中学校区に施設一体型小中一貫校を設置し、小中一貫教育を進めていくことが望ましい</li> <li>・保護者や地域等の理解を得る期間が必要</li> <li>・施設一体型小中一貫校のモデル校は、多度中学校区と考える</li> <li>・分散進学の解消 等</li> </ul>

平成30年4月 「桑名市小中一貫教育基本方針」の策定

令和2年 市全域で小中一貫教育を展開

令和3年 多度地区小中一貫校整備事業基本構想・基本計画の策定

令和4年 桑名市小中学校に関するアンケート調査の実施

　　・学校再編を推進・容認する割合が約7~8割

令和5年 児童生徒数推計等データの作成

　　・令和45年度には、児童生徒数が今の約半分に減少  
　　・全学年でクラス替えが可能な小学校は令和45年度には2校まで減少

令和5年 多度地区小中一貫校の整備開始

令和6~7年 小中学校再編計画の作成

　　・計画原案の作成  
　　・地域説明会の開催  
　　・案の作成  
　　・パブリックコメントの実施

令和8年3月 小中学校再編計画の策定

特に「桑名市における小中一貫教育のあり方」における議論では、小中一貫教育を導入する上で望まれる施設形態として施設一体型小中一貫校についても検討され、本市に施設一体型小中一貫校を設置するメリットとして、①小規模校への対応や施設効率化を図ることができる ②異学年交流等の実施や教職員の学校間の移動距離・打ち合わせ時間の確保等、推進面での課題解決に寄与する ③老朽化が進む学校施設への対応ができる といったことが話し合われました。

## 望ましい学校教育のあり方について 答申（概要・抜粋）

### 1. 小中一貫教育の必要性

- ・義務教育9年間の学びの連続性や地域の子どもに共通する課題解決を目的に、小中連携に取り組み、多くの成果を残しているが、課題も残されており、その解決に向け、さらなる深化が求められる。
- ・小中一貫教育の推進により、地域と学校が協働し、子どもたちの自立・共生の力を育成できる。
- ・施設一体型小中一貫校の設置は、小規模校への対応や施設の効率化にもつながる。

### 2. 小中一貫教育で望まれる取組

- ・9年間を見通したカリキュラムの作成や学力・学習意欲の向上、小中の滑らかな接続を目指し、小学校高学年からの教科担任制導入、家庭学習の習慣化、異学年交流やなかまづくり、児童会・生徒会活動の充実、地域学校協働本部や学校運営協議会の設置等の取り組みを通じて、小中一貫教育の成果や効果について検証する必要がある。

### 3. 小中一貫教育を導入する上で望まれる施設形態

- ・異学年交流や教職員の連携を推進するため、施設一体型が望ましい。
- ・学校再編により、多様な考え方に対する機会が増え、小規模校問題の解消にもつながる。
- ・児童生徒数の減少や学校施設の老朽化への対応としても、施設一体型小中一貫校の設置が有効。

### 4. 今後の学校施設のあり方

- ・施設一体型小中一貫校は、学校を軸として複合化され、多目的な利用ができる新たな学校施設になることが望ましい。
- ・学校の図書室等を地域に開放することは、地域コミュニティの核となり多世代の交流にもつながる。
- ・公共施設マネジメントと連携し、閉校施設の防災機能等、地域活用も地域住民と十分に検討する。

#### [付帯事項]

##### (1) 児童生徒の不安解消に向けた取組

- ・小中一貫校開校時の人間関係や学校生活の変化に伴う不安に対応する取り組みを強化。
- ・開校後も良好な人間関係を構築できるよう、継続的な指導・支援体制（教職員加配等）の整備が重要。

##### (2) 保護者・住民等への周知

- ・学校教育は地域の方々に様々な点から支援いただき、活動を支えられており、小中一貫教育の推進に向け、児童生徒の保護者や就学前の保護者の声を配慮し、理解を図っていく必要がある。
- ・地域ぐるみで子どもたちの9年間の学びを支える環境づくりに携われる仕組みの構築が必要。
- ・学校は地域コミュニティの核でもあり、防災や交流機能等の様々な機能を併せ持っていることから、住民参画による「地域とともにある学校づくり」が必要。

##### (3) 分散進学の解消

- ・地域づくりに根差した学校づくりの視点から、分散進学等は解消していくことが望ましい。
- ・地域と学校をつなぐコーディネーターの育成・配置を検討することが望ましい。
- ・施設一体型小中一貫校の検討時には、保護者や地域住民に対して新たな学校ビジョンを丁寧に説明し、理解と協力を得ながら分散進学の解消を進める必要がある。
- ・一部の配慮が必要な生徒には、学区外・区域外就学制度は引き続き維持することが望ましい。

##### (4) 教職員の負担軽減

- ・小中一貫教育推進に向け、職員体制や学校体制を研究し、モデル校等で会議の精選・効率化等を図る取り組みについて検証が必要。
- ・三重県教育委員会に対して、施設一体型や施設分離型での小中一貫教育が円滑に推進されるようコーディネーターや教職員の加配を要望する必要がある。
- ・教職員が働きやすい環境を整備し、本来の教育活動に専念できる体制づくりが重要。

##### (5) 施設一体型小中一貫校の多機能化と教育環境の整備

- ・施設一体型小中一貫校に複合機能を持たせる場合、運用や安全性の課題が生じる可能性があるため、管理区分を明確にし、複合化した施設全体の運営の仕組みを十分に検討することが必要。
- ・今後の施設一体型小中一貫校は、従来の概念にとらわれない新たな学校施設となることが期待される。

このような議論を経て、平成29年4月に検討委員会から「全市的に小中一貫教育に取り組むべき」「小中一貫教育を行う上での施設形態としては施設一体型小中一貫校が望ましい」「将来的には各中学校区に施設一体型小中一貫校を設置し、小中一貫教育を進めていくことが望ましい」等が盛り込まれた「望ましい学校教育のあり方について 答申」を受け、市全域での小中一貫教育の導入、また多度地区における施設一体型小中一貫校整備事業に着手し、令和8年4月に本市初となる施設一体型小中一貫校（義務教育学校）「多度学園」が開校します。

しかしながら、この間においても全国的な人口減少・少子化は進み、本市においても児童生徒数の大幅な減少が見込まれています。このままでは「生きる力」を育むために必要な一定の集団規模や、多様な価値観に触れる機会の確保が困難になることが予想されます。加えて、各学校施設の老朽化は進行しており、児童生徒の安全・安心の確保、更なる技術の進展による教育の変化に対応することも困難になることが懸念されます。

上記の学校教育が抱える様々な課題等を解決し、子どもたちにとってより良い教育環境を1年でも早く実現することを最大の目的として、小中学校再編計画を策定します。

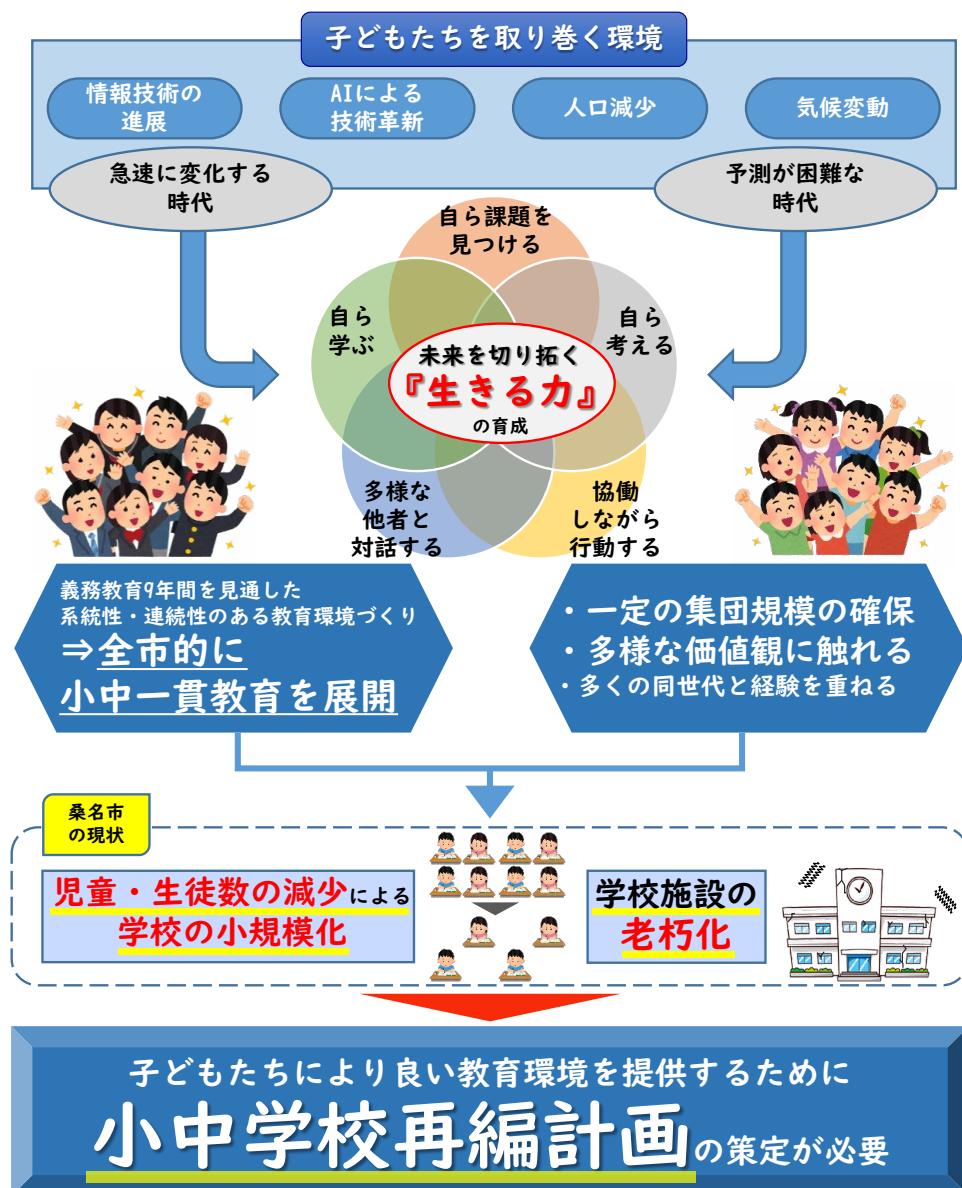


図 2-1 社会環境の変化を踏まえた小中学校再編計画の必要性

## 2.2 計画の位置付け

本市の学校教育の基本理念は、国が定めた「教育振興基本計画」や三重県が定めた「三重県教育ビジョン」を勘案し、また「前桑名市総合計画」において、持続可能な開発目標の考え方とともに策定した「桑名市教育大綱」に示しています。

「桑名市教育大綱」では、義務教育9年間の「学び」と「育ち」をつなぐ小中一貫教育の考え方を中心据え、基本理念“夢を持ち その夢に向かって努力する子を育てます”と8つの基本方針を掲げています。

本計画は、「桑名市教育大綱」の基本理念や基本方針を踏まえつつ「望ましい学校教育のあり方について 答申」で示された、小中一貫教育の必要性や望ましい施設形態の実現に向けた取り組みを推進し、「くわなっ子教育ビジョン」や「桑名市小中一貫教育基本方針」で示された施策の実現に寄与する計画として位置付けます。

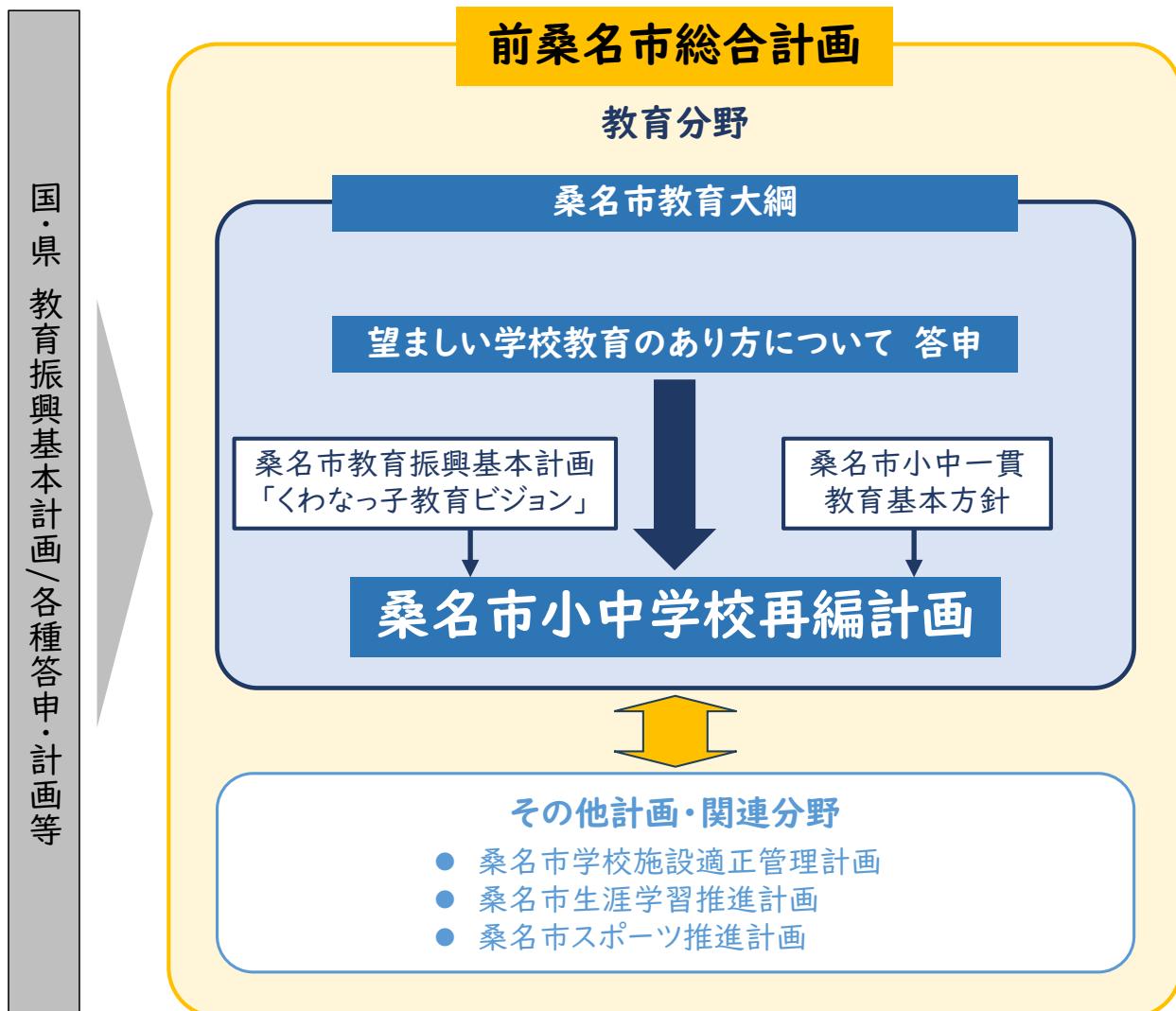


図 2-2 計画の位置付け

## 3 小中一貫教育に関する国の動向

### 3.1 学習指導要領の変遷

国は全国のどの地域で教育を受けても一定の水準を受けられるようにするために、学校教育法にもとづき各学校で教育課程を編成する際の基準として学習指導要領を定めています。また、学習指導要領は社会の変化に対応するため、およそ10年に1度の頻度で改訂しています。近年の改訂では、例えばスマートフォンやSNSの課題等について言及されています。

表 3-1 学習指導要領の改訂

改訂時期	改訂内容
昭和 33~35 年改訂	教育課程の基準としての性格の明確化 (道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等) (系統的な学習を重視)
昭和 43~45 年改訂	教育内容の一層の向上(「教育内容の現代化」) (時代の進展に対応した教育内容の導入) (算数における集合の導入等)
昭和 52~53 年改訂	ゆとりある充実した学校生活の実現=学習負担の適正化 (各教科等の目標・内容を中心的事項に絞る)
平成元年改訂	社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 (生活科の新設、道徳教育の充実)
平成 10~11 年改訂	基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力等の「生きる力」の育成 (教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設)
平成 15 年一部改正	学習指導要領のねらいの一層の実現 (例:学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小学校・中学校の補充・発展学習を追加)
平成 20~21 年改訂	「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス (授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入)
平成 27 年一部改正	道徳の「特別の教科」化 「答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳への転換
平成 29~30 年改訂	「生きる力」の育成を目指し、資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現 ※「知能及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」 (「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング <sup>1</sup> )の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメント <sup>2</sup> の推進、小学校外国語科の新設等) (スマートフォンや SNS が急速に普及し、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、利用の長時間化等の深刻化を踏まえ、安全に情報機器を活用できるよう「情報活用能力(情報モラル)」について)指導することや、学習させることの重要性を明記)

<sup>1</sup> アクティブ・ラーニング：生徒が能動的に学習に参加する教育方法で、従来の一方向的な講義形式とは異なり、グループディスカッションやディベートなどを通じて、認知的・倫理的・社会的能力や教養、知識、スキルなどの汎用的能力を育成する。

<sup>2</sup> カリキュラム・マネジメント：「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、教育課程を中心に学校の教育活動を組織的・計画的に進め、教育の質を高める取り組み。

## 3.2 小中一貫教育の教育的意義と目的

### 1) 小中一貫教育の教育的意義

小中一貫教育の意義は、義務教育9年間を見通した教育課程や指導体制を構築し、子どもの発達や社会の変化に対応できる柔軟な教育システムを実現することです。

#### (1) 「中1ギャップ」への効果的な対応、中学校段階への円滑な接続

小学校から中学校への進学時に、新しい環境での学習や生活へ移行することによって、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態（いわゆる「中1ギャップ」）に対応するために、小学校から中学校への接続を円滑化する必要性があります。特に、児童生徒の発達が早まっていることを踏まえ、小学校高学年から中学校入学後までの期間に着目し、当該期間に重点的な取り組みを行うことが重要です。

#### (2) 学びの連続

義務教育9年間を見通し、小学校と中学校が連携・情報共有を行う中で、小学校教職員は自らの指導内容が中学校での学習にどのようにつながるかを理解しながら指導し、中学校教職員は小学校での学習の程度を踏まえ、各分野の指導を行うことが重要です。学びの系統性・連続性を重視するということは、学習内容や指導方法、評価方法をつなぐことを意味します。小学校・中学校の教職員が相互に関わり、9年間を見通した学年間のつながりを意識することで、子どもたちの学びに一貫性が生まれ、学力や体力の向上につながることが期待されます。

#### (3) 異学年交流による子どもの成長と学び

義務教育9年間を通じて、異なる学年の子ども同士が関わることは、子どもの成長に大きな意義があります。上級生は下級生との関わりを通じて責任感や自尊感情を高める一方で、下級生は上級生への憧れや模倣を通じて協調性や社会的スキルを身につけます。このように、異学年交流を積極的に取り入れることは、子どもの社会性やリーダーシップを育成する上で重要な役割を果たします。

### 2) 小中一貫教育の目的

小中一貫教育の目的は、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や、系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動の推進、さらに小学校と中学校の連携強化を図ることで、子どもたち一人ひとりの成長をより効果的に支援することです。

#### (1) 義務教育9年間を通じた教育課程の編成

子どもの発達段階や学習の系統性という観点で9年間を見通したカリキュラムの編成を行い、教科や領域等における重点目標とする育てたい力・授業の改善を踏まえた全体計画・系統表・年間指導計画を作成し、9年間の全体計画のもとで各学年の指導目標や指導内容の系統性を理解することで、一貫性のある学習指導を行うことができます。

#### (2) 系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動

各中学校における特色ある教育活動を、小中一貫教育推進の柱として、小学校・中学校の教職員の一体化だけでなく、地域と学校との協働関係の核とすることができます。

### (3) 学校段階間の連携強化

小学校・中学校の教職員が相互に子どもの状況を把握し、情報を共有するといった子どもの発達について理解した上で、一人一人の子どもに応じた効果的な指導を行えることで、今まで以上に小学校・中学校が連携を密にした取り組みができます。

## 3.3 小中一貫教育における「9年間の学び」

中央教育審議会（文部科学省）は令和3年1月に策定した「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」において、9年間を見通した義務教育のあり方が示されています。

### 1) 教育課程のあり方

教育課程の充実においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両面を重視することが重要です。個別最適な学びでは、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図り、主体的・対話的で深い学びを実現することで、家庭の経済事情等に左右されることなく、必要な力を育むことが求められます。一方、協働的な学びでは、探究的な学習や体験活動等を通じて、他者との協働を促進することが求められます。

また、教育課程の編成・充実にあたっては、教科横断的な視点を取り入れることが求められます。児童生徒の発達段階に関わらず、その実態を的確に捉え、可能性を最大限に伸ばす環境の整備が必要です。さらに、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図るとともに、各学校や地域の実態を踏まえ、教科等のつながりを意識した教育課程の編成・実施が重要です。

### 2) 義務教育9年間を見通した教科担任制のあり方

義務教育9年間を見通した教科担任制のあり方としては、小学校高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制の導入が検討されています。これにより、教科指導の専門性を持った教職員による、よりきめ細かな指導の充実が期待されます。

また、義務教育全体を見据えた指導体制の構築が求められており、効果的な指導体制のあり方についての検討や、小学校・中学校間の連携の促進が重要な課題となっています。

### 3) 義務教育を全ての児童生徒等に実質的に保障するための方策

すべての児童生徒に義務教育を実質的に保障するためには、相談体制の整備が不可欠です。スクールカウンセラー<sup>3</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>4</sup>の充実により、児童生徒が安心して相談できる環境を整えることが求められます。

さらに、自宅等でのICT活用を含む多様な教育機会の確保を通じて、個々の状況に応じた段階的な支援を行うことが重要です。児童生徒の支援ニーズを早期に把握し、相談・指導体制の充実を図るための調査研究も進めていく必要があります。

<sup>3</sup> スクールカウンセラー：心理についての専門性を持ち、学校において、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などをおこなう者。

<sup>4</sup> スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門知識や技術をもって、児童・生徒が抱える問題に対し、保護者や教職員と協力しながら問題解決に向けて動けるように、サポートする役割を担う者。

## 4 近年の学校教育に関する動向

### 4.1 学校教育に関する考え方

#### I) 今後の教育政策に関する基本的な方針

国は、令和5年6月に閣議決定した「第4期教育振興基本計画」において、今後の教育政策に関する基本的な方針として、（1）総括的な基本方針・コンセプトと（2）5つの基本的な方針を次のとおり示しています。

##### (1) 総括的な基本方針・コンセプト

国は、以下の2つを「今後目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念」としています。

##### ○2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

Society5.0<sup>5</sup>においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立して自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

##### ○日本社会に目指したウェルビーイングの向上

これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイング<sup>6</sup>の実現を目指すことが重要である。

出典：第4期教育振興基本計画

##### (2) 5つの基本的な方針

総括的な基本方針・コンセプトを踏まえ、5つの基本的な方針を定めています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）<sup>7</sup>の推進
- ⑤計画の実行性確保のための基盤整備・対話

出典：第4期教育振興基本計画

<sup>5</sup> Society5.0：平成28年に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において内閣府が提唱した概念。「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」を意図している。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会の姿

<sup>6</sup> ウェルビーイング（Well-being）：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指し、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義など、持続的な幸福も含む広い概念。

<sup>7</sup> 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル技術やデータを駆使して、学習の方法、教育手法、教職員の業務など、学校教育の全般にわたる変革を目指す取り組み。

## 2) 「令和の日本型学校教育」の構築

中央教育審議会（文部科学省）は、令和3年1月に策定した「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」において、「令和の日本型学校教育」の姿と構築に向けた今後の方向性を示しています。

### (1) 「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿について、義務教育課程では学習環境や地域との連携に関する将来像を示しています。

- 児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、新たなICT環境や先端技術を最大限活用することなどにより、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が行われるとともに、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。
- 個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な者に対する個別支援が充実され、多様な児童生徒がお互いを理解しながら共に学び、特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合いや、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じ、身近な地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識が育まれている。また、家庭や地域と連携・協働しながら、社会への関心を高めるなど児童生徒に主催者としての意識が育まれている。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、児童生徒の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する者を含めた全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

出典：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

### (2) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

国は、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネット<sup>8</sup>としての身体的、精神的な健康の保障、という3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これらを継承していくため、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性を示しています。

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

出典：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

<sup>8</sup> セーフティネット：社会的・経済的なリスクから個人や家庭を保護するための制度や施策の総称

## 4.2 適正規模に関する考え方

国は、平成27年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、学級数に関する視点から課題整理を行うとともに、学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方や、望ましい学級数の考え方を次のように示しています。

### 1) 教育的な観点

学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方として、教育的な観点の重要性を示しています。

- 学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。
- このため、学校では、単に教科等の知識や知能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。
- こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

### 2) 望ましい学級数の考え方

このような教育的な観点を踏まえ、小学校・中学校における望ましい学級数の考え方を示しています。

- 小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

## 4.3 学校規模の標準規模と課題

### I) 小学校・中学校及び義務教育学校の規模の標準

国は、小学校・中学校及び義務教育学校の標準規模を、学級数により次のように設定しています。

【学校教育法施行規則第41条及び79条】

第四十一条	小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
第七十九条	第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。
第七十九条の三	義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

### 2) 学校規模に関する課題

一般的に、国が示す小学校・中学校規模の標準（12～18学級）に比べて学級数が少ない場合は小規模校、多い場合は大規模校として整理され、それぞれに課題があるとされています。

#### (1) 学級数が少ないとによる学校運営上の課題

学級数が少ない学校においては、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥男女比の偏りが生じやすい
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

また、特に複式学級となる場合には以下のような課題も想定されます。

- ①教員に特別な指導技術が求められる
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

## (2) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

小学校・中学校に共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる可能性があります。

- ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

### (3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

学級数が少ないとによる学校運営上の課題が生じた場合に、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

- ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③協働的な学びの実現が困難となる
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

### (4) 学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1) 学級数が少ないとによる学校運営上の課題で述べた学級数が少ないとにより生じる様々な課題のうち、以下の点が特に顕著な課題として想定されます。

- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

### (5) 学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

教職員の加配等により学校全体の学級数を一定程度確保している場合でも、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合、(1) 学級数が少ないとによる学校運営上の課題で述べた学級数が少ないとにより生じる課題のうち、以下の点については特に顕著な課題として残る可能性があります。

- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ・上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

### (6) 大規模校及び過大規模校における課題

一般に大規模校には次のような課題が生じる可能性があります。

- ①学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある
- ②集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- ③同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ⑤児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

## 5 本市の教育

### 5.1 本市の「めざす子ども像」

本市は、「前桑名市総合計画」において基本理念として定めた「本物力こそ、桑名力。」をもとに7つのビジョンを掲げ様々な課題に取り組んでおり、その1つに「こどもを3人育てられるまち」を位置付けています。

「桑名市教育大綱」では「こどもを3人育てられるまち」の一環として、すべての子どもが夢を持ち、その夢に向かって努力することができるよう、家庭・学校・地域が一体となって取り組みを推進することを掲げ、基本理念を定めています。

### “夢を持ち その夢に向かって努力する子を育てます”

出典：桑名市教育大綱

子どもたちが「生きる力」を育むためには、自ら夢を持ち、その夢に向かって努力することができる教育環境をしっかりと整えることが重要です。

本市は基本理念の実現に向けた基本的な取り組み姿勢として、3つの視点に立ち、8つの「基本方針」を示しています。

#### 視点1 未来を切り拓く「生きる力」の育成を図ります。

##### **基本方針1 確かな学力の定着と向上**

- 小・中学校の教職員が気持ちを一つにして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善をし、生涯にわたって学び続ける基盤を培います。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びができるよう特別支援教育と外国人児童生徒教育を推進します。
- 生活や遊びを通しての、主体的な活動や体験、他者との関わりを充実させ、学校教育への接続を見据えた就学前教育を推進します。
- 国際社会に生きる日本人として必要な資質や能力を育成するとともに、小・中学校9年間を通して英語力の向上に努めます。
- 情報活用能力を身に付け、子どもたちが情報技術を学びに有効活用できるICT教育を推進します。

##### **基本方針2 豊かな心の育成**

- 特別の教科「道徳」を要として子どもたちの内面に根ざした道徳性の育成を図り、家庭や地域と連携・協力した道徳教育を推進します。
- 人権教育をすべての教育の基盤と捉え、自他の人権を守るために行動できる力を育みます。
- いじめの根絶に向けて取組を進めます。
- 不登校児童生徒の実情に応じたきめ細かな指導・支援を進めます。

**基本方針3 健やかな体の育成**

- 健康の増進と体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康で充実した生活を送るための基礎を培います。
- 継続的な食育指導により、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける取組を進めます。

**視点2 子どもたちが生き生きと生活できるよう支援します。****基本方針4 チームでの指導力向上**

- 「チーム学校」の視点で、学校の組織力を向上させていく取組を進めます。
- すべての教員の指導力及び組織力の向上を図るための効率的かつ効果的な校内外の教員研修を充実させます。

**基本方針5 教育環境の整備**

- 一人ひとりが生き生きと安心して学ぶことのできる教育相談体制の充実を図ります。
- 時代の変化やニーズに対応した教育環境を整備し、防災に関わる教育を進めます。

**視点3 郷土に誇りを持ち、生涯にわたり学び続ける環境をつくります。****基本方針6 地域とともにある学校づくり**

- どのような子どもを育てていくのかという目標やビジョンを学校と地域住民等が共有し、地域と一緒に子どもを育てる取組を進めます。
- 身近な地域の人々や出来事との関わりを通じて、子どもたちに地域への愛着や誇りを育みます。

**基本方針7 文化・スポーツの振興**

- 子どもから大人まで、誰もが優れた文化や芸術に触れたり自己啓発したりする機会を提供します。
- 桑名市スポーツ推進計画に基づき、子どもから高齢者まで多くの市民が、生涯にわたりスポーツに関心を持ち、心身の健康を保つとともに、地域のスポーツ活動を推進します。

**基本方針8 生涯学習の推進**

- あらゆる世代の市民が、いつでも学び交流できる環境を整えます。
- 学びで得た知識などを地域に還元する、生涯学習によるまちづくりを推進します。

出典：桑名市教育大綱

## 5.2 小中一貫教育の推進

### I) 小中連携の取り組みの開始

本市では、全国的な小中一貫教育の先駆けとして、平成 19 年度から各中学校ブロックにおいて、教職員や児童生徒の交流を目的とした「小中連携」に取り組み、中学校授業体験や部活動見学、生徒会による中学校生活説明会等を実施してきました。

その後、全国的に取り組みが始まった小中一貫教育では、中学校教職員の専門性を活かした授業による学力・学習意欲の向上や、教職員間の情報共有といった成果が報告される一方で、小中教職員間の打ち合わせや合同活動の時間確保が難しく、教職員の負担感・多忙感が課題とされていました。

### 2) 小中一貫教育導入の検討と方針策定

こうした実態を受けて、平成 29 年 4 月に検討委員会から「桑名市に合った形で全市的に小中一貫教育に取り組むべきである」という小中一貫教育の必要性に関する答申を受けました。この答申を踏まえ、平成 30 年 4 月に市内すべての中学校ブロックで小中一貫教育の導入を目指し、その実施方針として「桑名市小中一貫教育基本方針」（以下、「基本方針」）を策定しました。

この基本方針は、学習指導要領を踏まえ、小中教職員が授業改善に挑み、その成果を次の学年や中学校へ確実に引き継ぐことを重視したものです。あわせて、縦のつながりである小中一貫教育の推進と、横のつながりである地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール<sup>9</sup>）の両面から、児童生徒の学力・学習意欲の向上や教職員の意識改革・指導力向上を図ることを目指し、「桑名市小中一貫教育グランドデザイン」（20 頁 図 5-1 参照）としての役割を担うもので、桑名市が目指す小中一貫教育の基本的な考え方方に加え、小中一貫教育の取り組み拡充の考え方を示すものです。

#### 桑名市がめざす小中一貫教育の基本的な考え方

##### 小中一貫教育を導入する目的

子どもたち一人ひとりに社会を生き抜くための確かな力を育成するため、中学校ブロックの教職員が協働し、指導の系統性や連続性を大切にした教育を進める。

##### 基本的な進め方

###### ①全中学校ブロックでの小中一貫教育の導入

- 平成 32 年 4 月から全中学校ブロックで小中一貫教育を導入し、新学習指導要領への全面実施に対応した指導を行います。
- 市内には、6 年生が複数の中学校へ分かれて進学（分散進学）する小学校があります。分散進学は、小中一貫教育を導入するにあたり、課題の 1 つであり、学区の再編を検討していかなければならないと認識しています。現在、分散進学する児童が

<sup>9</sup> コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度といって、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一緒に特色ある学校づくりを進めていくことが可能。

少數の場合、条件付きで進学する中学校を選択できる制度があります。しかし、小中一貫教育の導入と時期を合わせた短期間での学区再編の調整は非常に難しいことから、当面は、小中連携を行ってきた中学校ブロックを生かして実施し、分散進学する児童に対して、進学する中学校への体験・交流活動等について配慮・調整することにより、小中一貫教育を推進していきます。

## ② 施設形態

- 桑名市的小中一貫教育の施設形態は、現行の施設分離型でスタートし、学校・地域の実態に適した施設形態を検討していきます。
- 多度ブロックでは、施設一体型一貫校設置に向けて協議・準備等を進めています。

## 小中一貫教育の取組拡充に向けて

### 地域とともに連携・協働する小中一貫教育の推進

- めざす子ども像や取組内容等を保護者・地域に発信して共有し、連携を強化していくことが、取組のさらなる充実につながります。桑名市では、地方教育行政法の一部改正によりコミュニティ・スクール（学校運営協議会の設置）が努力義務化されたことを受け、学校評議員会から発展する形で、今後3年間をめどとし、各小中学校に学校運営協議会の設置を進めていきます。
- 学校運営協議会での熟議による学校支援活動の充実が、児童生徒の「学び」と「育ち」につながることを期待しています。例えば、地域から学ぶ自然体験や社会体験、ボランティア活動等の取組は、自分が地域の一員であるという自覚と、自己の進路や生き方を考えるきっかけにすることができる、桑名市のめざす小中一貫教育での取組の1つとなると考えます。

### 教職員の負担軽減

- 小中一貫教育を推進していくにあたっては、小・中学校で協働する際の打ち合わせや会議の時間の確保が課題です。乗り入れ授業等をする際には、移動時間の確保とともに、後補充にあたる教員の確保が必要です。
- また、地域との窓口は、主に教頭が担っていますが、コミュニティ・スクール導入（学校運営協議会の設置）に伴って、さらなる地域連携を推進していくにあたり、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を果たす人員の確保も必要です。
- そこで、教職員にとって過度な負担とならないように人的加配を行っていく必要があります。三重県教育委員会への要望とともに、桑名市としても手立てを講じる等、教職員の負担軽減に向けて努めます。

出典：桑名市小中一貫教育基本方針

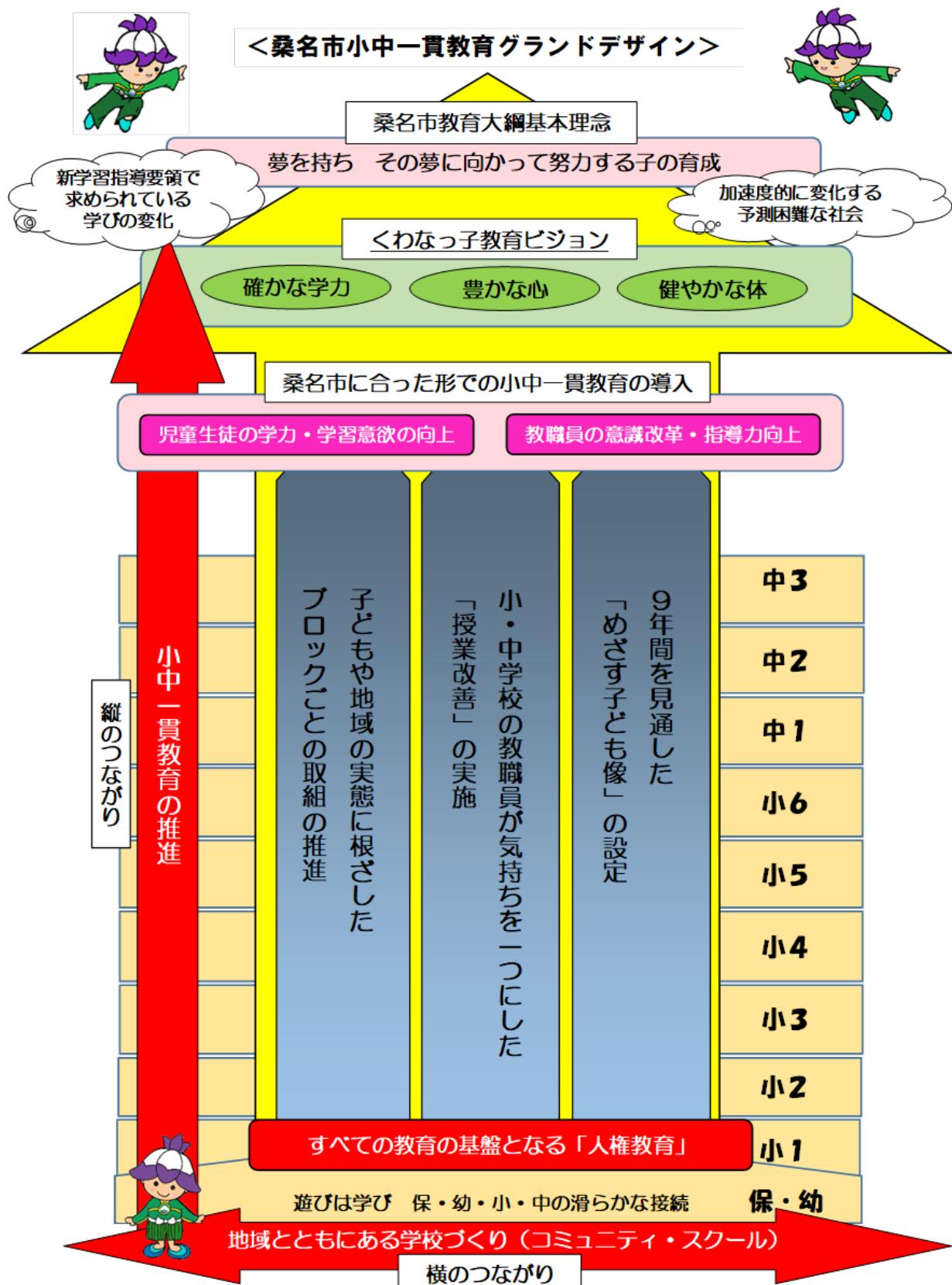


図 5-1 桑名市小中一貫教育グランドデザイン

出典：桑名市小中一貫教育基本方針

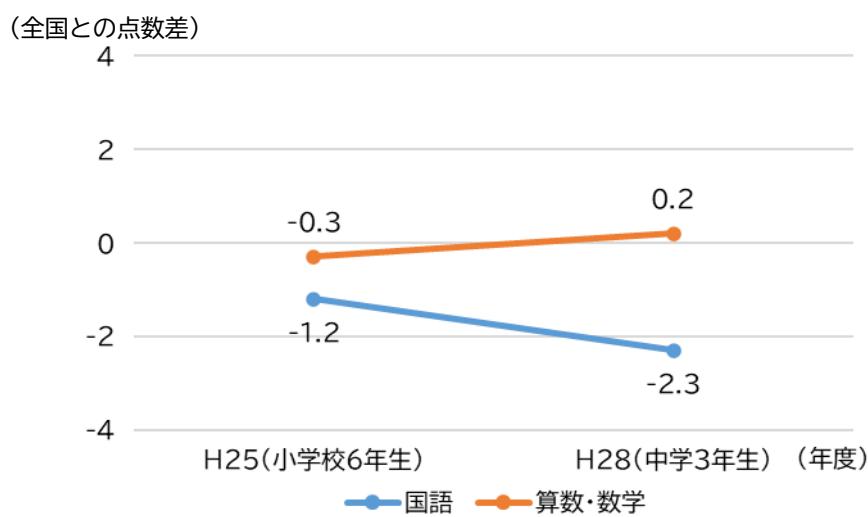
### 3) 全市的な小中一貫教育の開始と成果と課題

全市的な小中一貫教育の具体化に向けて、令和2年4月から全中学校ブロックを対象に小中一貫教育を施設分離型で開始し、一定の成果と課題が明らかになっていきます。

「学習面」では、全国学力学習状況調査における成果の向上や「あと伸び」が確認され、小学校高学年での教科担任制の導入により、授業理解度が高まりました。また、ICTの活用や「主体的・対話的で深い学び」の定着も進んでいます。

「生徒指導面」においては、学習・生活規律の共有化や、体系的な指導方法の導入、協力体制や情報交換の充実が図られたことにより、「中1ギャップ」の緩和や不登校率の改善が見られるようになりました。

平成25年度から平成28年度（小中一貫教育開始前）



令和4年度から令和7年度（小中一貫教育開始後）

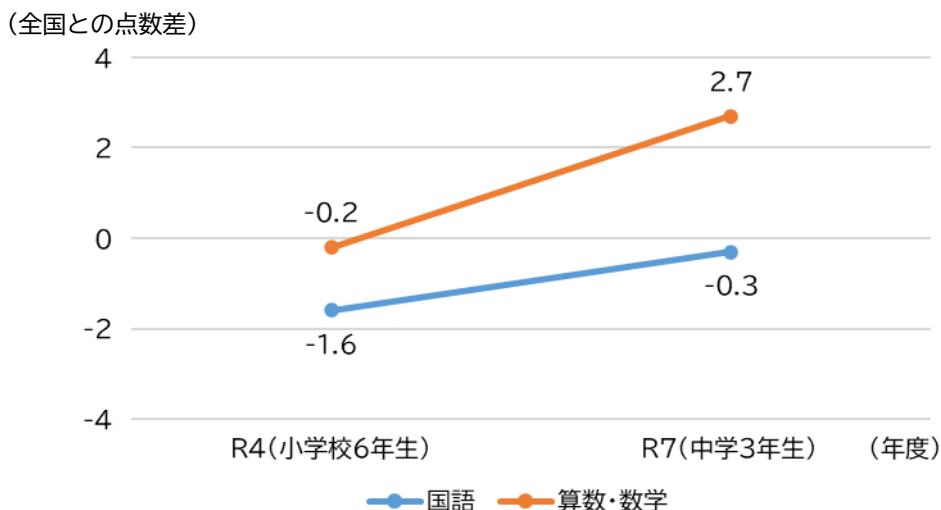


図 5-2 全国学力学習状況調査 小学6年次と中学3年次（同一集団）の全国との差の変化

中学校卒業段階で CEFR の A1 レベル相当以上を達成した生徒の割合（CEFR A1 レベル相当以上を取得している生徒及び相当の英語力を有すると思われる生徒の割合）

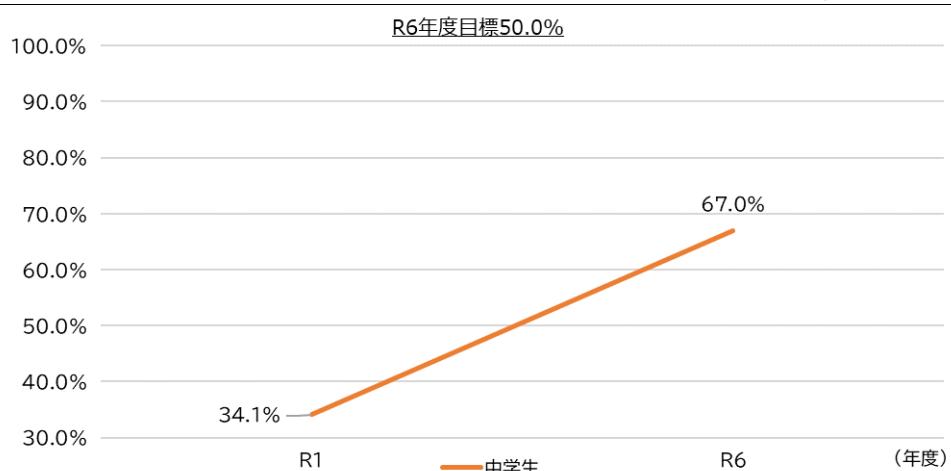


図 5-3 くわなっ子教育ビジョン 成果指標数値経年変移（外国語教育の推進）

「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と肯定的に回答した児童生徒の割合

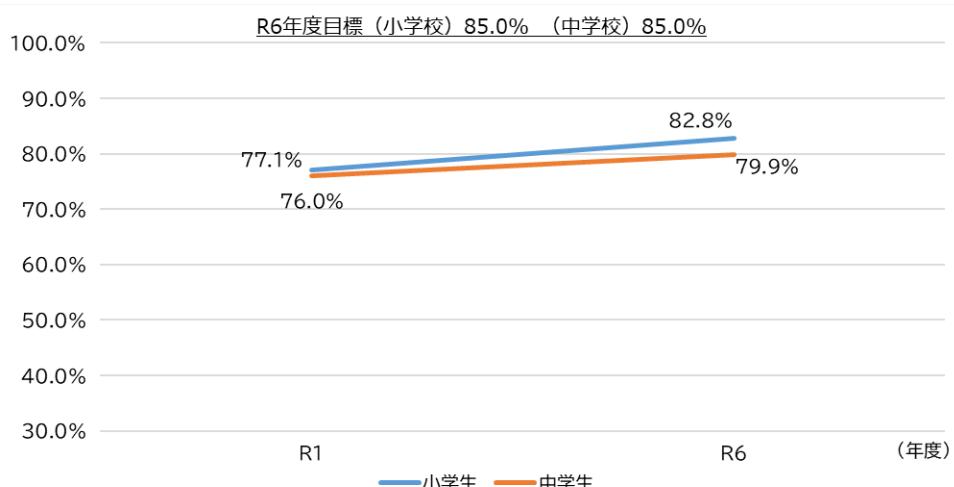


図 5-4 くわなっ子教育ビジョン 成果指標数値経年変移（主体的・対話的で深い学びの実現）

「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と肯定的に回答した児童生徒の割合

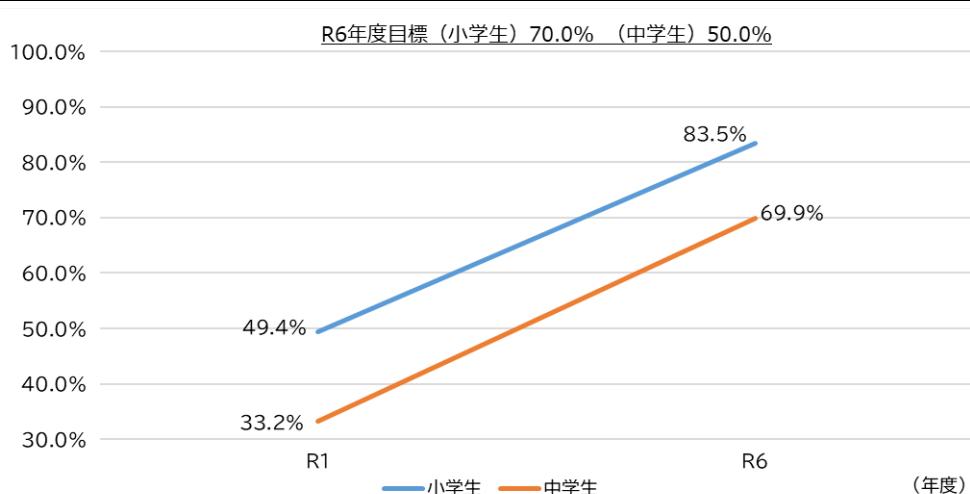


図 5-5 くわなっ子教育ビジョン 成果指標数値経年変移（コミュニティ・スクールの充実）

教職員の意識としては、学習指導及び生徒指導の両面において、系統性や連続性を重視した指導方法への改善意欲が高まり、教科指導力と生徒指導力が向上しました。また、チーム担任制の導入や授業観・評価観の共通理解も進み、小中一貫教育の効果や必要性に対する理解が深まっています。

「学校運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいる」と回答した学校の割合

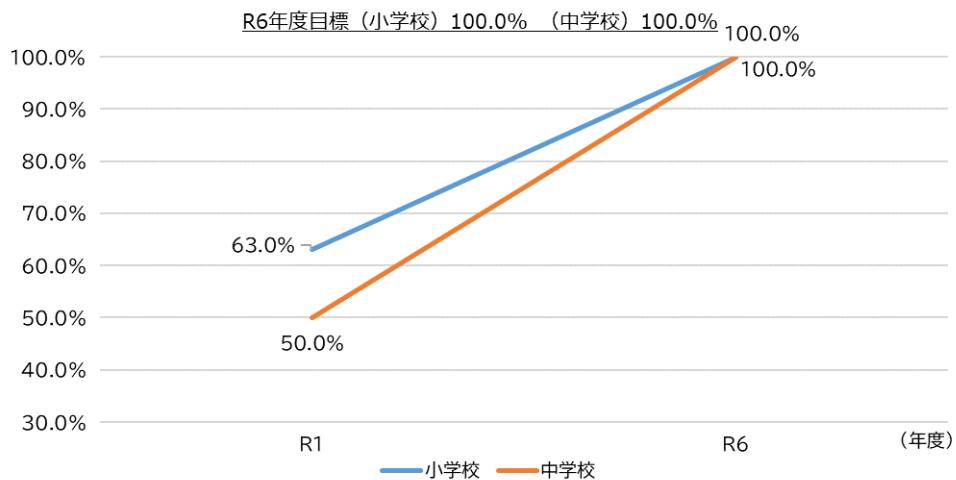


図 5-6 くわなっ子教育ビジョン 成果指標数値経年変移（学校組織力の向上）

一方で、施設分離型で小中一貫教育を実施した結果、児童生徒に関しては、交流活動の時間や回数に制限があることに加え、移動手段の確保や移動時の安全面への配慮といった問題が顕在化しています。教職員に関しては、小学校・中学校教職員の合同打ち合わせや研修時間の確保、中学校ブロックにおける年間行事予定の調整、小中一貫教育を担当する教職員の心理的・物理的負担の大きさ等が課題となっています。

#### 4) 小中一貫教育のさらなる推進

今後は、施設分離型で顕在化した課題に対応するため、連携の質向上と教職員の負担軽減を両立させる仕組みづくりを進めます。

加えて、教職員の専門性を活かした指導体制の強化や、キャリア教育・探究的学习の充実を通じて、児童生徒が将来の社会で主体的に活躍できる力を育むことを重視します。こうした取り組みを総合的に進めることで、本市は「学びの連続性」と「地域とともにある学校づくり」を両輪とした持続可能な教育モデルを確立し、小中一貫教育のさらなる推進を目指します。

## 6 本市の現状と課題

### 6.1 現状の整理

#### I) 教育の変化

これまでの学校では、知識や技能の習得を重視し、教師が子どもたちに「教える」ことを重きに置いた授業が多く見られました。しかし、社会の変化に伴い、現代では「生きる力」の育成が求められています。子どもたちが自ら考え、対話し、深く学ぶ力や、実社会で役立つ知識・技能、そして多様な価値観や協働性を身につけることが重視されています。

今後は、小中一貫教育による9年間の連続的な学びを通じて、子どもたち一人ひとりの成長を切れ目なく支援し、地域・家庭・学校が連携して、子どもたちの可能性を最大限に引き出す教育の実現が期待されています。

##### (1) 過去：知識中心の教育

かつての教育は、暗記や計算を中心とした「理解重視」の授業が主流でした。教職員が児童生徒に対して一方的に知識を伝えるスタイルが一般的であり、子どもたちは与えられた情報を効率よく吸収することが求められていました。

この時代の教育は、安定した社会構造の中で成立しており、標準化された学力の育成が目的でした。しかし、急速な技術革新や社会の多様化により、こうした教育スタイルでは対応しきれない課題が顕在化してきました。

##### (2) 現在：生きる力の育成

現在は、子どもたち同士が、仲間との対話を通して自分とは違う考えに触れたり、疑問を解決したりしながら主体的に学び、自分の考えを広げ、深め、表現する授業を行っています。その中で、身に付けた知識・技能を活かして考え、表現しながら、学びを「生きる力」に結び付けていくことが求められます。

こうした力を子どもたちが身につけるためには、従来のような教職員が自分の受け持つ学級・学年だけに目を向けた指導や小学校・中学校という枠にとらわれた指導ではなく、9年間の指導のつながりを意識した取り組みが必要です。

##### (3) これから：小中一貫教育による連続的な学び

これからの教育は、小学校から中学校までの9年間を一つの連続した学びの期間と捉え、子どもたち一人ひとりの成長と学びを切れ目なく支援する教育体制が重要です。

このような教育体制を実現するため、本市では小中一貫教育のさらなる推進に取り組みます。

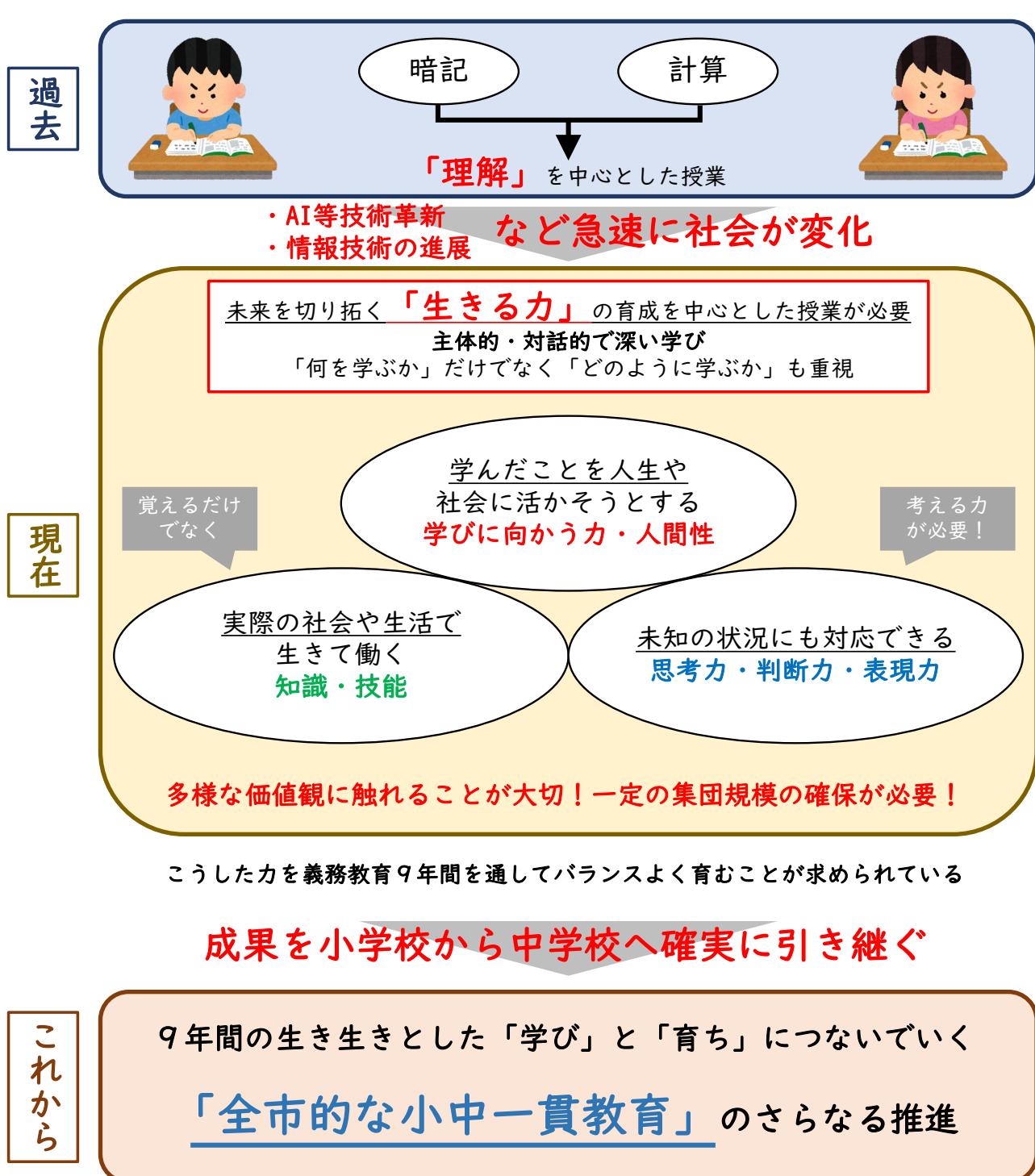


図 6-1 教育内容の変化

## 2) 人口の推移と出生数の推移

### (1) 総人口の推移

本市の総人口は、昭和 25 年の約 79,000 人から、昭和 55 年には、約 110,000 人と大幅に増加しました。その後、平成 22 年～平成 27 年頃に約 140,000 人でピークを迎え、令和 2 年には、約 139,000 人と減少に転じ、令和 32 年には約 116,000 人まで減少する見込みとなっています。

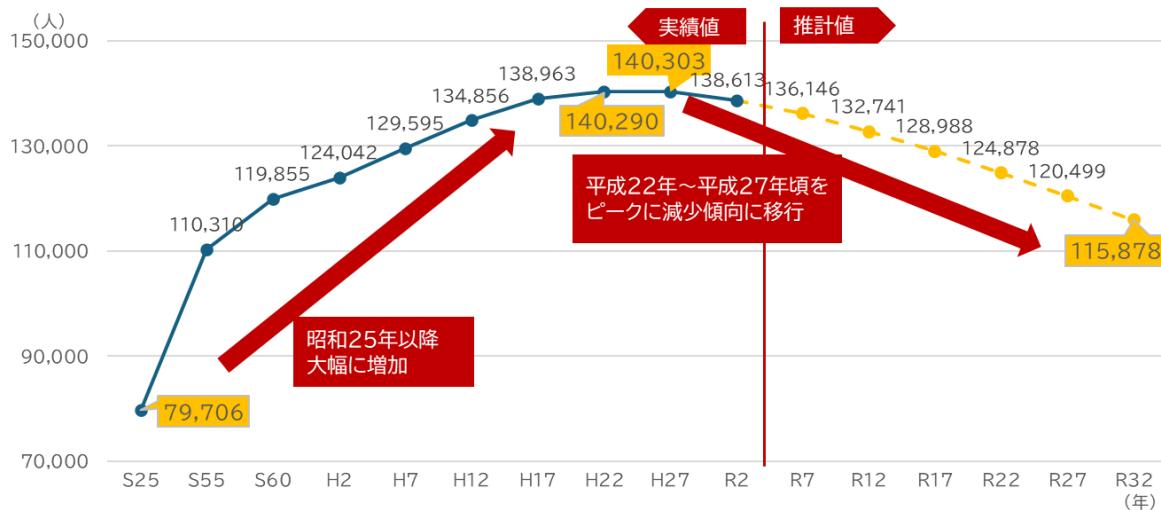


図 6-2 総人口の推移

出典：令和 2 年までは総務省「国勢調査」  
令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 令和 5 (2023) 年推計」

### (2) 出生数の推移

本市の出生数は、平成 27 年まで約 1,200 人程度で推移していましたが、令和元年には 1,000 人を下回り、近年は 800 人台から 700 人台に減少しています。

昭和 25 年の第一次ベビーブーム時の出生数 1,918 人と比較すると、令和 5 年では約 6 割減少しています。

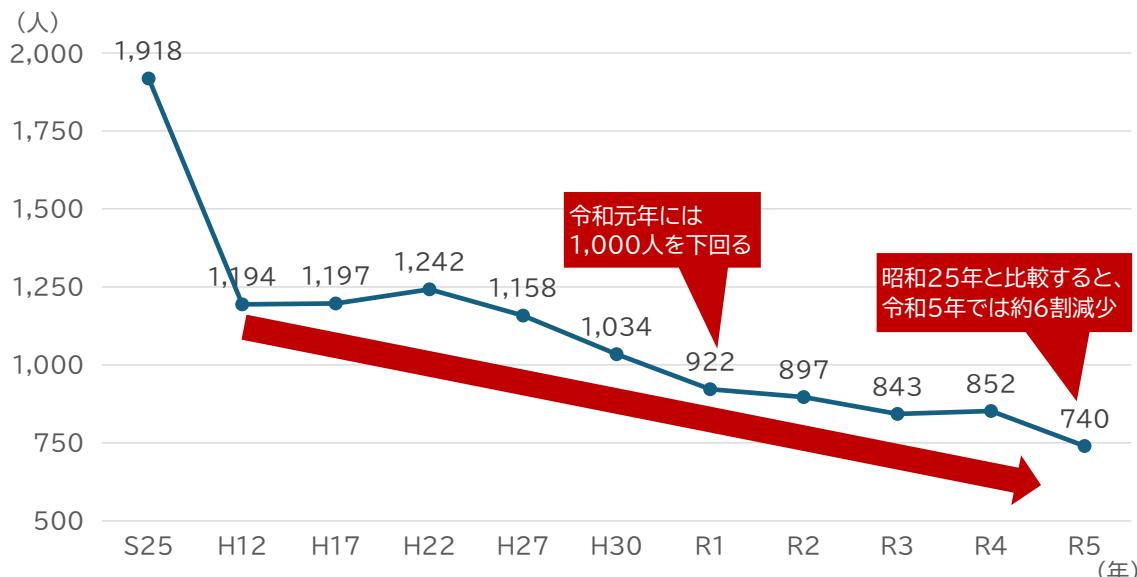


図 6-3 出生数の推移

出典：三重県人口動態

### 3) 児童生徒数及び学級数の推移

#### (1) 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、昭和 58 年度の約 18,000 人をピークに、令和 7 年度には約 10,000 人まで減少し、令和 30 年度には約 6,500 人、令和 45 年度には約 5,300 人と、令和 7 年度の約半分にまで減少する見込みとなっており、令和 20 年度以降の減少ペースが加速する見通しです。

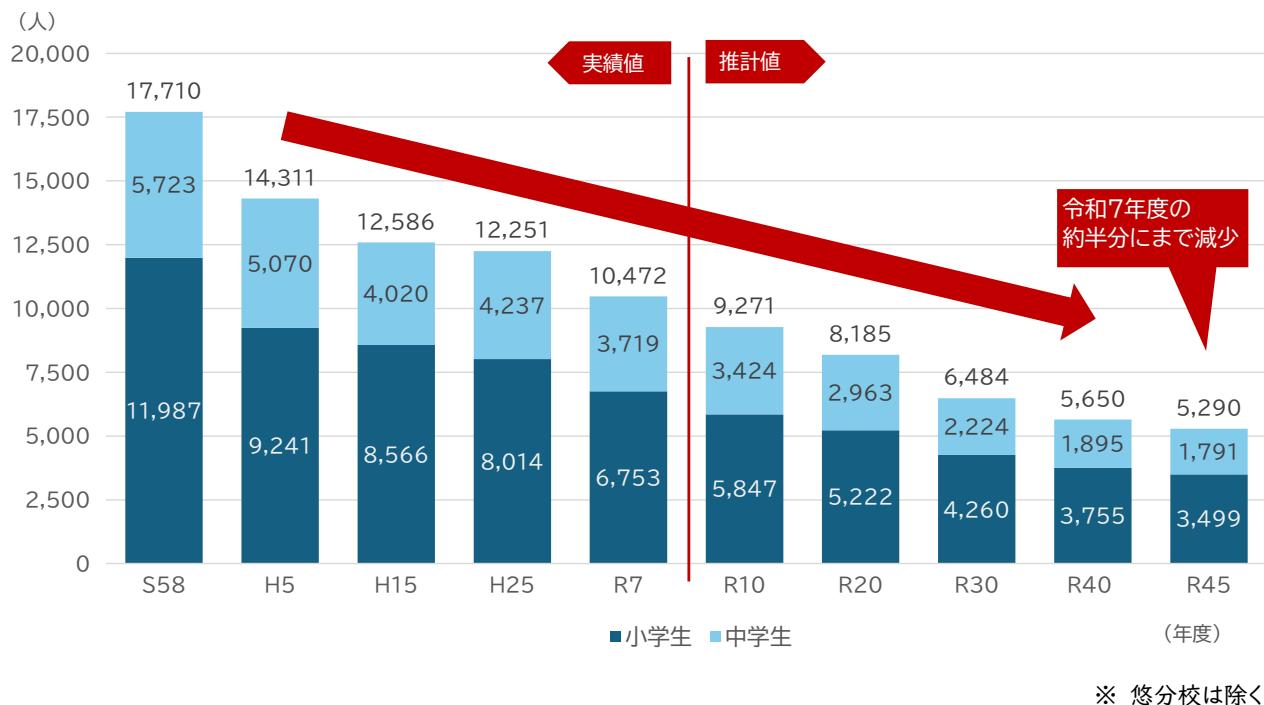


図 6-4 児童生徒数の推移

## (2) 学校別児童生徒数の推移

各小学校の児童数は、令和 7 年度から令和 45 年度にかけて全ての小学校が減少傾向にあり、立教小学校は 123 人から 61 人、益世小学校は 383 人から 189 人に減少する等、多度地区及び伊曾島小学校悠分校を除く 23 校中 8 校で児童数が半減する見通しです。

表 6-1 各学校の児童数の推計

(人)

学校名	R7年度	R15年度	R25年度	R35年度	R45年度
日進小学校	218	260	206	164	144
精義小学校	168	178	132	105	92
立教小学校	123	103	90	72	61
城東小学校	55	65	54	43	35
益世小学校	383	331	263	226	189
修徳小学校	286	256	202	171	143
大成小学校	489	627	366	330	262
桑部小学校	207	159	143	117	104
在良小学校	371	316	250	209	177
七和小学校	298	255	215	184	159
久米小学校	245	209	189	166	137
深谷小学校	111	107	93	78	68
城南小学校	375	341	284	237	205
大和小学校	110	100	95	78	62
大山田東小学校	778	420	377	313	334
大山田北小学校	477	285	241	207	207
大山田西小学校	95	91	76	61	54
大山田南小学校	315	161	153	121	111
藤が丘小学校	327	466	275	241	202
星見ヶ丘小学校	254	250	226	204	159
多度東小学校*	42	28	27	24	24
多度中小学校*	313	225	211	179	184
多度北小学校*	66	63	49	42	36
多度青葉小学校*	64	46	43	36	36
長島北部小学校	109	72	64	54	51
長島中部小学校	340	283	244	211	181
伊曾島小学校	143	109	115	106	82

 令和 45 年度に児童数が半数以下となる学校

※ 多度東小学校、多度中小学校、多度北小学校、多度青葉小学校、多度中学校は多度学園に統合

また、各中学校の生徒数は、令和7年度から令和45年度にかけて全ての中学校が減少傾向にあり、明正中学校は508人から243人、光陵中学校は492人から215人に減少する等、多度中学校及び長島中学校悠分校を除く8校中4校で生徒数が半減する見通しです。

表 6-2 各学校の生徒数の推計

(人)

学校名	R7年度	R15年度	R25年度	R35年度	R45年度
成徳中学校	206	194	171	139	114
明正中学校	508	366	333	280	243
光風中学校	415	331	299	254	209
陽和中学校	367	340	286	241	196
正和中学校	321	309	258	217	189
光陵中学校	492	263	288	229	215
陵成中学校	727	515	418	348	317
多度中学校*	330	192	181	141	138
長島中学校	353	163	224	176	170

■ 令和45年度に生徒数が半数以下となる学校

※ 多度東小学校、多度中小学校、多度北小学校、多度青葉小学校、多度中学校は多度学園に統合

## (3) 学校別学級数の推移

多くの小学校で令和 7 年度から令和 45 年度にかけて学級数の減少が予測されており、令和 7 年度は、全学年でのクラス替えが可能な小学校が、多度地区と伊曾島小学校分校を除く 23 校のうち半数以下の 11 校ですが、令和 45 年度には 23 校中 2 校にまで減少する見通しです。

表 6-3 各小学校の学級数の推計

学校名	R7年度	R15年度	R25年度	R35年度	R45年度
日進小学校	9	12	8	6	6
精義小学校	6	7	6	6	6
立教小学校	6	6	6	6	6
城東小学校	5	6	6	6	4
益世小学校	13	12	12	12	8
修徳小学校	11	12	8	6	6
大成小学校	16	22	12	12	12
桑部小学校	6	6	6	6	6
在良小学校	12	12	12	10	6
七和小学校	12	11	11	7	6
久米小学校	10	10	8	6	6
深谷小学校	6	6	6	6	6
城南小学校	12	12	12	12	8
大和小学校	6	6	6	6	6
大山田東小学校	26	16	13	12	12
大山田北小学校	15	11	12	8	8
大山田西小学校	6	6	6	6	6
大山田南小学校	12	6	6	6	6
藤が丘小学校	12	16	12	12	8
星見ヶ丘小学校	12	11	12	8	6
長島北部小学校	6	6	6	6	6
長島中部小学校	12	12	12	8	6
伊曾島小学校	6	6	6	6	6

 全学年でクラス替えができる学校

また、中学校においても、令和 7 年度から令和 45 年度にかけて学級数の減少が予測されており、成徳中学校の令和 45 年度（3 学級）や長島中学校の令和 15 年度（5 学級）では、全学年でクラス替えができなくなる見通しです。

表 6-4 各中学校の学級数の推計

学校名	R7年度	R15年度	R25年度	R35年度	R45年度
成徳中学校	6	6	6	6	3
明正中学校	13	10	9	9	8
光風中学校	12	10	9	9	6
陽和中学校	11	9	9	7	6
正和中学校	9	9	9	6	6
光陵中学校	13	8	9	6	6
陵成中学校	20	14	12	9	9
長島中学校	9	5	6	6	6

 全学年でクラス替えができる学校

## 4) 学校施設の老朽化の状況

市内の小学校・中学校について、最も古い校舎の築年数を整理すると、令和7年4月時点では建築後50年を超える校舎は、多度地区を除く全31校中18校にのぼります。このうち、築60年を超える校舎は5校あり、老朽化が進行しています。

学校施設は、子どもたちが学び、生活する大切な場です。充実した教育活動を支えるためには、機能的な施設環境の整備が不可欠であり、同時に、豊かな人間性を育むためにも、快適で安全性・防災性・防犯性に優れた空間であることが求められます。

しかしながら、現在の施設を維持した場合、今後の技術の進展や教育の変化に柔軟に対応することが困難となるおそれがあります。

これからの中学校を支えるためには、学校施設のあり方を根本から見直し、新しい時代の学びに対応した環境整備を進めていくことが不可欠です。

表 6-5 市内小学校施設の築年数

(最も古い校舎の築年数)

学校名	築年数	学校名	築年数
日進小学校	62	城南小学校	63
精義小学校	63	大和小学校	54
立教小学校	57	大山田東小学校	46
城東小学校	29	大山田北小学校	43
益世小学校	58	大山田西小学校	40
修徳小学校	56	大山田南小学校	34
大成小学校	61	藤が丘小学校	30
桑部小学校	50	星見ヶ丘小学校	24
在良小学校	54	長島北部小学校	47
七和小学校	53	長島中部小学校	55
久米小学校	53	伊曾島小学校	46
深谷小学校	54		

□ 築60年以上の学校  
※令和7年4月時点

表 6-6 市内中学校施設の築年数

(最も古い校舎の築年数)

学校名	築年数	学校名	築年数
成徳中学校	59	正和中学校	50
明正中学校	61	陵成中学校	43
光風中学校	50	光陵中学校	36
陽和中学校	38	長島中学校	39

□ 築60年以上の学校  
※令和7年4月時点

## 5) 分散進学の発生

本市では、1つの小学校から複数の中学校へ進学する「分散進学」が発生しています。市内には、分散進学対象校が6校あります。

現在、分散進学する児童が少数の場合、条件付きで進学する中学校を選択できる制度があります。

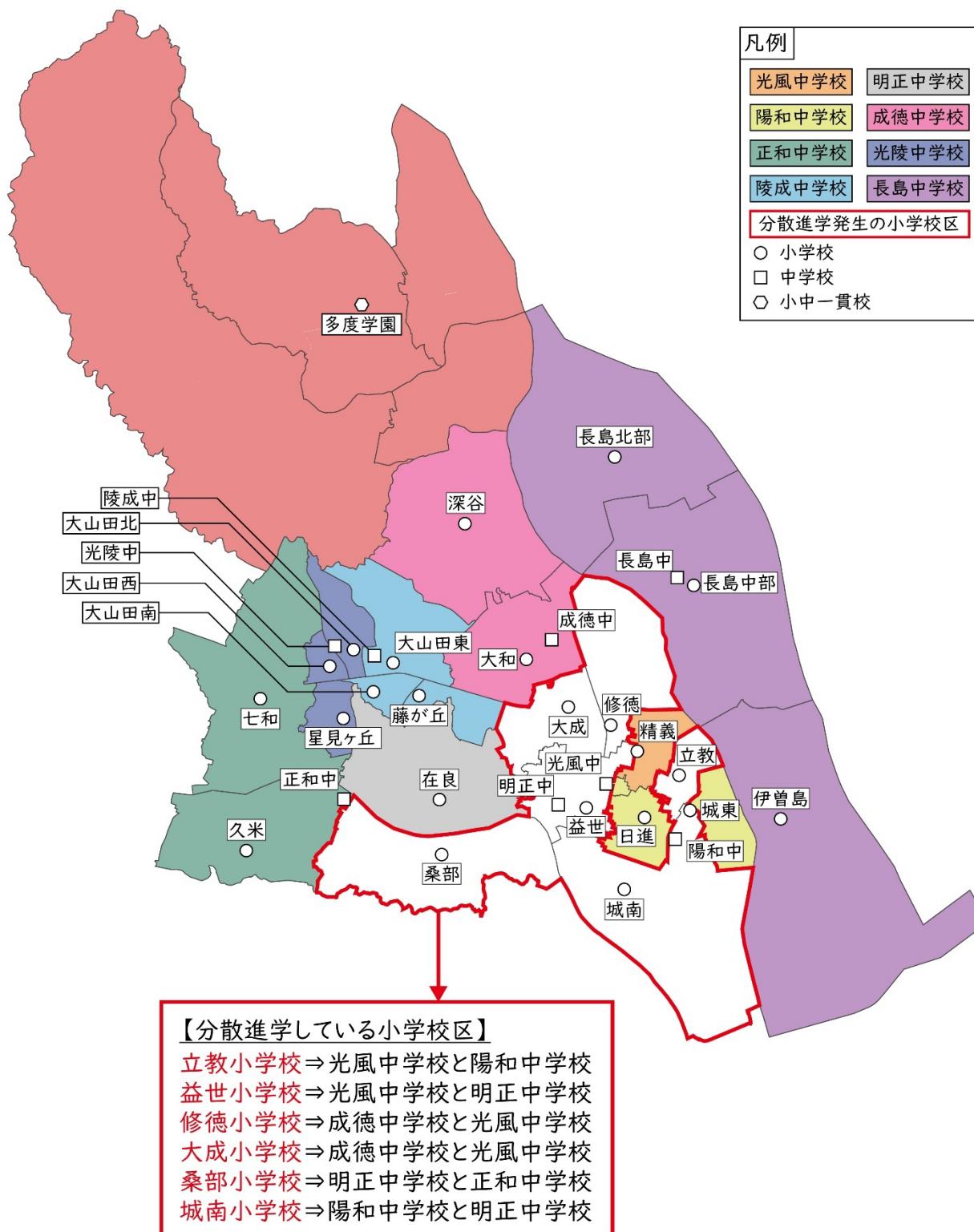


図 6-5 分散進学の発生状況

また、分散進学している児童の一部は進学する中学校とは異なる中学校の小中一貫教育を受ける場合があります。その場合、進学する中学校への体験・交流活動等について配慮・調整することにより、小中一貫教育を推進しています。

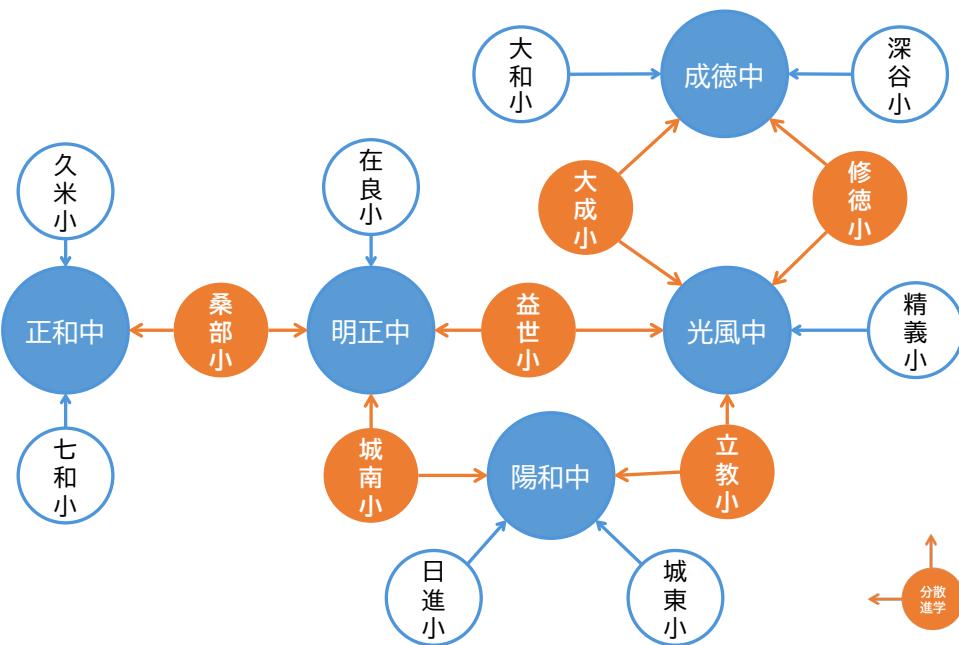


図 6-6 分散進学の実態

表 6-7 小中一貫教育のブロック分け（現状）と進学先が異なる児童

ブロック名	中学校	小学校
成徳ブロック	成徳中学校	大成小学校・深谷小学校・大和小学校
明正ブロック	明正中学校	益世小学校・桑部小学校・在良小学校
光風ブロック	光風中学校	精義小学校・立教小学校・修徳小学校
陽和ブロック	陽和中学校	日進小学校・城東小学校・城南小学校
正和ブロック	正和中学校	七和小学校・久米小学校
陵成ブロック	陵成中学校	大山田東小学校・大山田南小学校・藤が丘小学校
光陵ブロック	光陵中学校	大山田北小学校・大山田西小学校・星見ヶ丘小学校
長島ブロック	長島中学校	長島北部小学校・長島中部小学校・伊曾島小学校

#### 【小中一貫教育と進学先が異なる児童】

- ・光風中学校に進学する大成小学校の児童
- ・光風中学校に進学する益世小学校の児童
- ・正和中学校に進学する桑部小学校の児童
- ・陽和中学校に進学する立教小学校の児童
- ・成徳中学校に進学する修徳小学校の児童
- ・明正中学校に進学する城南小学校の児童

## 6.2 課題の整理

本市の教育を取り巻く環境は、児童生徒数の減少、学校施設の老朽化、学習環境の変化、さらには分散進学等、複合的かつ深刻な課題に直面しています。これらの状況に的確に対応することは、子どもたちの健やかな成長と質の高い学びを確保する上で重要です。

こうした状況を踏まえ、従来の教育制度や学校運営のあり方を見直し、時代の変化に即した柔軟な対応が求められます。本市が目指す将来像を実現するには、教育環境の課題に対する具体的な対応とあわせた、小中一貫教育のさらなる推進が必要です。

### 1) 教育環境の課題

#### (1) 児童生徒数の減少と学校の小規模校化

本市では、出生数の減少に伴い児童生徒数も年々減少しており、令和45年度には現在の約半数にまで減少することが見込まれます。現在の小学校・中学校を今後も維持する場合、1校あたりの児童生徒数は減少し、小規模校が増加すると見込まれます。

小規模校には、児童生徒同士の関係が密接で、きめ細やかな指導を受けやすいという側面があります。その反面、同世代との多様な交流が困難となり、子どもたちが身に付けるべき表現力・思考力・判断力等の「生きる力」の育成に支障をきたすおそれがあります。また、小規模校化は教職員の配置に影響するとともに、教職員の負担増加にもつながります。

#### (2) 学校施設の老朽化

本市の小学校・中学校には、築50年以上の校舎を有する学校が18校存在し、そのうち、築60年を超える学校は5校にのぼります。

これらの老朽化した施設では改修・修繕を随時行っているものの、今後も利用し続ける上では、安全性や防災性、防犯性、衛生面等の解決すべき課題が生じる可能性があります。その結果、子どもたちが安心して学び、生活する環境を今後も十分に確保できないおそれがあります。さらに、教育環境の多様化や技術の進展による変化に対応するため、今後は、より機能的で柔軟な施設整備が求められると想定しますが、現状の施設では対応が困難な状況にあります。

### 2) 施設分離型小中一貫教育

本市では、令和2年より施設分離型で小中一貫教育を推進しており、授業の連携や教職員間での情報共有等の9年間を通じた取り組みを実施しています。一方、教職員間の連携や合同研修、打ち合わせの時間確保等の負担増加が課題となっています。

### 3) 分散進学

分散進学の発生は、児童が小学校時代の友人と別々の進路を歩むことになり、進学後の人間関係の再構築や新しい環境への適応が求められます。また、保護者や地域にとっても、進学先が分かれることで情報共有や支援体制の構築が複雑になる場合があることが課題です。

さらに、進学時に集団が分割されることで、児童が心理的な不安を抱える可能性があり、分散進学は教育の連続性や安心感の確保という観点からも課題となっています。

## 7 再編計画の基本方針

### 7.1 子どもたちにとってより良い教育環境を実現することを最優先

学校は単なる教育活動の場だけでなく、地域コミュニティの中心としても様々な役割を担っています。しかし、学校が担うべき最も重要な役割は、子どもたちの教育の場として提供することであり、そのための学校機能の維持が重要です。

本市は、再編計画の基本方針として「子どもたちにとってより良い教育環境を実現することを最優先」とします。

### 7.2 望ましい学校規模

望ましい学校規模は、令和4年度に実施したアンケート結果から「あなたが望む小学校における学級数」において回答の割合が高かった「1学年あたり2～3学級」という結果と、学校教育法施行規則に定める義務教育学校の標準規模である「1学校あたり18学級～27学級」に加え、国や三重県が定める学級編成基準を踏まえた「1学級あたり35人」をもとに設定し、1学校あたりの児童生徒数600～1,000人程度を基本とします。この望ましい学校規模は市全域の学校再編が完了するまで維持することを目指します。

### 7.3 分散進学の解消

分散進学の解消は、教育環境の改善にとどまらず、一部地域においては地域行事や学校行事の円滑な運営にもつながり、さらには地域コミュニティの活性化にも良い影響をもたらす可能性があります。

こうした観点から、分散進学を解消することが可能となる学校再編および学校区割の検討を進めます。

## 7.4 施設形態 施設一体型小中一貫校

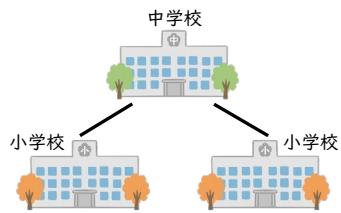
「小中一貫校」の施設形態は、下図のように「施設一体型」「施設隣接型」「施設分離型」の3種類があります。

学校再編を通して、児童生徒の日常的な異学年交流や多様な価値観に触れる機会を実現することが重要です。施設一体型小中一貫校はお互いの個性を認め合えるという教育の実践的な効果や、様々な生き立ちを持つ子どもたちが共に生き、共に学ぶ力を身につけることが期待できるため、小中一貫教育のさらなる推進において最も有効な手段といえます。

また、児童生徒による異学年交流等の実施に加えて、教職員における合同研修の円滑な実施や学校間の移動距離の削減、打ち合わせ時間の確保といった推進面での本市の課題解決に寄与することが想定されます。

本市はこれらを踏まえ、施設形態を「施設一体型小中一貫校」を基本とします。

表 7-1 小中一貫校の施設形態

施設形態	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校と中学校が同じ校舎・同じ敷地内に設置されている。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校と中学校あるいは一部施設が隣接した敷地に設置されている。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校と中学校が離れた敷地に設置されている。</li> </ul> 
利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に児童生徒の交流ができるだけでなく、教職員の日常的な連携や協力体制も構築できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や児童生徒の行き来が短時間でできるため、児童生徒の交流や小学校・中学校の教職員の乗り入れ授業が容易になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や児童生徒の行き来に時間がかかるが、小中一貫教育の実施が可能である。</li> <li>・既存施設のまま実施ができる。</li> </ul>

## 7.5 校種 義務教育学校

施設一体型の校種には、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の2種類があります。

施設一体型の「義務教育学校」は、小学校の教育課程から中学校の教育課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校で、小学校と中学校の区切りを無くし、義務教育期間である9年間の学習をトータルで考えられる仕組みです。また、義務教育学校は、1人の校長の下、小学校と中学校の教職員が1つの組織として構成され、単一の組織で義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施することが可能です。

表 7-2 施設一体型の校種

校種	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人の校長、1つの教職員組織</li> </ul>   <p>校長(1人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校長1人、中学校長1人</li> <li>2つの教職員組織 (小学校・中学校それぞれ)</li> </ul>   <p>小学校長(1人) 中学校長(1人)</p>
組織図	<pre> graph TD     A[義務教育学校長 1人] --&gt; B[副校長（統括教頭）1人]     B --&gt; C[教頭 2人]     C --&gt; D[教職員組織]     D --- E[事務 2名]     D --- F[養護 2名]   </pre>	<pre> graph TD     A1[小学校長 1人] --&gt; B1[小学校教頭 1人]     A2[中学校長 1人] --&gt; B2[中学校教頭 1人]     B1 --&gt; C1[教職員組織]     C1 --- D1[事務 1名]     C1 --- E1[養護 1名]     B2 --&gt; C2[教職員組織]     C2 --- D2[事務 1名]     C2 --- E2[養護 1名]   </pre>

また、義務教育学校では、発達段階に合わせた学年の区切りを6-3だけではなく、5-4や4-3-2等、子どもの成長に合わせて弾力的なまとまりの設定が可能です。加えて、組織が1つであることから、教職員間で子どもたちの情報交換を日常的に行うことが可能となり、児童生徒の個性に応じた継続的な関わりが期待できます。

1名の校長先生のリーダーシップのもと9年間を見通した教育目標を掲げ、小学校・中学校の分け隔てなく、教職員が児童生徒の指導にあたることができ、また、6-3の学年の区切りにとらわれることなく、児童生徒の実態に応じた柔軟なカリキュラムを設定できる義務教育学校を基本として進めていくことが、本市が目指す全市的な小中一貫教育をより推進していく上で最も適切と考え、施設一体型の校種は「義務教育学校」を基本とします。

## 8 新しい学校配置案

新しい学校配置（整備候補地・学校区割）案です。

将来的には多度学園を含め、市内に7つの施設一体型小中一貫校を整備することを想定します。

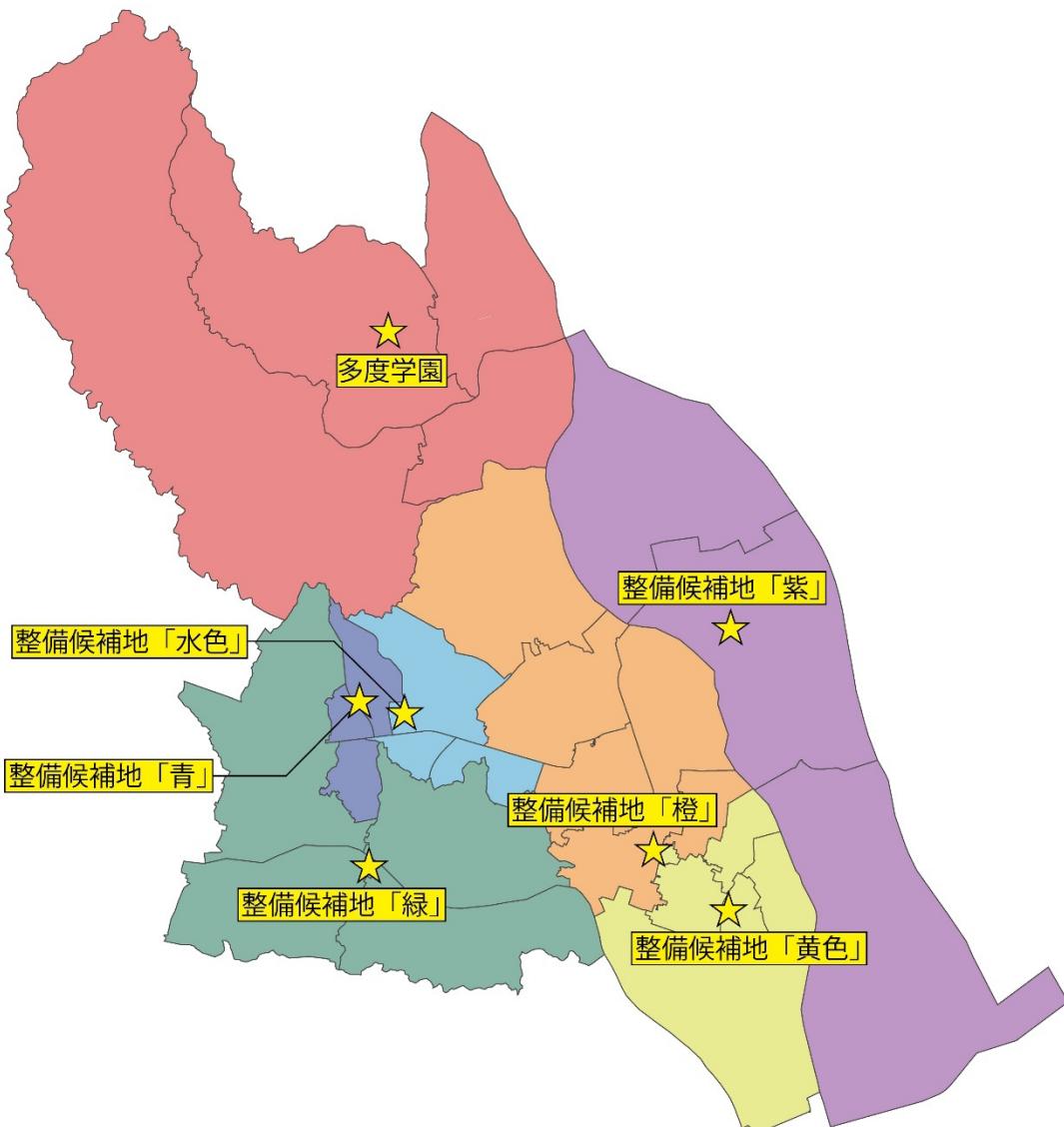


図 8-1 新しい学校配置（整備候補地・学校区割）案

新しい学校配置案の学区割構成表と R7 年度、R15 年度、R25 年度、R35 年度、R45 年度の児童生徒数の推計結果を以下に示します。

表 8-1 新しい学校配置案の児童生徒数の推計

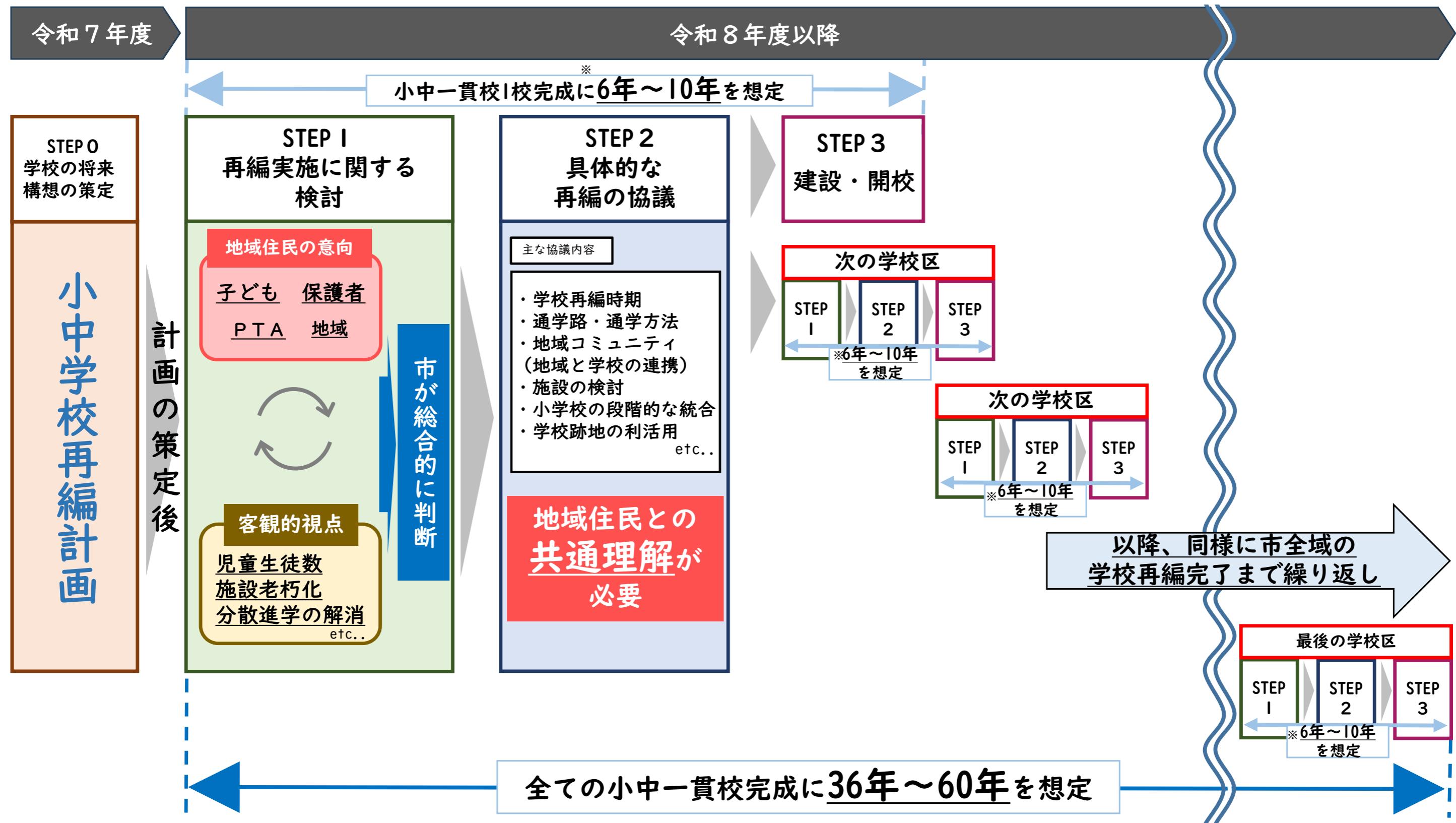
(人)

学区割構成		R7 年度	R15 年度	R25 年度	R35 年度	R45 年度
整備候補地「橙」	精義小学校	168	178	132	105	92
	益世小学校	383	331	263	226	189
	修徳小学校	286	256	202	171	143
	大成小学校	489	627	366	330	262
	深谷小学校	111	107	93	78	68
	大和小学校	110	100	95	78	62
	上記小学校区の生徒	776	635	570	477	396
合計		2,323	2,234	1,721	1,465	1,212
整備候補地「黄色」	日進小学校	218	260	206	164	144
	立教小学校	123	103	90	72	61
	城東小学校	55	65	54	43	35
	城南小学校	375	341	284	237	205
	上記小学校区の生徒	423	382	324	273	223
	合計	1,194	1,151	958	789	668
整備候補地「緑」	桑部小学校	207	159	143	117	104
	在良小学校	371	316	250	209	177
	七和小学校	298	255	215	184	159
	久米小学校	245	209	189	166	137
	上記小学校区の生徒	619	523	453	381	331
	合計	1,740	1,462	1,250	1,057	908
整備候補地「水色」	大山田東小学校	778	420	377	313	334
	大山田南小学校	315	161	153	121	111
	藤が丘小学校	327	466	275	241	202
	上記小学校区の生徒	727	515	418	348	317
	合計	2,147	1,562	1,223	1,023	964
整備候補地「青」	大山田北小学校	477	285	241	207	207
	大山田西小学校	95	91	76	61	54
	星見ヶ丘小学校	254	250	226	204	159
	上記小学校区の生徒	492	263	288	229	215
	合計	1,318	889	831	701	635
整備候補地「紫」	長島北部小学校	109	72	64	54	51
	長島中部小学校	340	283	244	211	181
	伊曾島小学校	143	109	115	106	82
	上記小学校区の生徒	353	163	224	176	170
	合計	945	627	647	547	484

## 9 学校再編計画の実施イメージ

施設一体型小中一貫校の整備は、単なる学校施設の再編にとどまらず、地域とともにある学校づくりを実現するための重要な取り組みです。

このため、地域住民や保護者、関係団体等との丁寧な対話と共通理解を通じて、安心して子どもたちを送り出せる新たな学校づくりを進めます。



※多度学園の計画→完成まで  
約6～10年かかっていることから、  
1校辺りの開校までの年数を想定。

# 10 再編を進めるにあたり配慮すべき事項

## 1) 通学方法及び安全性の確保

学校再編により学校の場所が変わることで通学路が変更となり、通学距離が長くなることが想定されます。現状として令和8年4月開校の多度学園においては、通学距離が1.5kmを超える児童生徒は通学支援の対象となり、スクールバスで通学することとなります。

また、令和4年度に実施したアンケート調査において、学校を再編する際に配慮する事項として子どもたちの通学と安全確保の回答の割合が最も高い結果となっています。これらのことを見まえ、学校再編を進めていく際には、バス通学等の通学方法や通学支援等による児童生徒の負担軽減を図るとともに、安全な通学路の選定、通学路の安全確保についても配慮が必要です。

具体的な通学方法や安全性の確保等については、学校再編に関する準備委員会を設立した上で、その他再編に関する事項も含めて、再編時に丁寧に議論を進めていきます。

## 2) 地域コミュニティへの配慮

本市では、令和2年度から全ての市立小学校・中学校においてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の仕組みを導入しています。現在、保護者や地域住民等と学校が「めざす子ども像」を共有し、ともに「地域の子どもを育てる当事者」として一体となって子どもたちを育んでいます。

また、学校は教育の場であるだけでなく、防災機能や地域交流等の様々な機能を併せ持った、地域コミュニティの中心でもあります。このため、学校再編を進めるにあたっては地域とともにある学校づくりを目指し、保護者や地域に配慮しながら丁寧に議論を進めていきます。

## 3) 学校跡地の利活用

学校施設は、子どもたちの学びの場としての役割だけでなく、長年にわたり地域コミュニティの中心として、地域の行事等で幅広い活動の場として利用され、災害発生時には避難場所となる防災拠点施設の役割も担っています。学校としての役割を終えた跡地を有効に活用していくためには、市の重要施策、財政状況、地域ニーズ等を考慮し、検討を進めていく必要があります。

学校跡地の利活用については、以下の基本的な考え方を踏まえ、検討していきます。

### 【基本的な考え方】

#### (1) まちづくりの方針・行政需要への対応

「前桑名市総合計画」等の各種計画との整合性を図り、本市のまちづくりの方針に沿った活用策を検討します。また、「桑名市公共施設等総合管理計画」の方針および「桑名市都市計画マスタープラン」にある長期的な視点から目指す市の将来像を踏まえつつ、行政需要に対応した活用を検討していきます。

## (2) 地域の意向と地域活性化

学校施設は学校教育活動を行うための場だけでなく、地域コミュニティの場として様々な活動に利用されています。そのため、跡地の利活用にあたっては、学校が地域で担ってきた役割を十分に踏まえるとともに地域の意向を把握し、地域の活性化に資する活用について検討していきます。

## (3) 民間活力の活用

民間ニーズを踏まえた上で、売却や貸付けを視野に入れ、民間事業者等による活用について検討していきます。

## (4) 実現可能な利活用の検討

学校等の跡地施設は、土地形状、建物施設の構造や老朽化等により、利活用が困難な場合も想定されます。新たな利活用方策が定まらないまま、施設の維持管理費等の負担が長く続くことは、市の財政状況を考慮すると好ましくないと考えます。そのため、取り壊しや更地での利活用についても検討していきます。

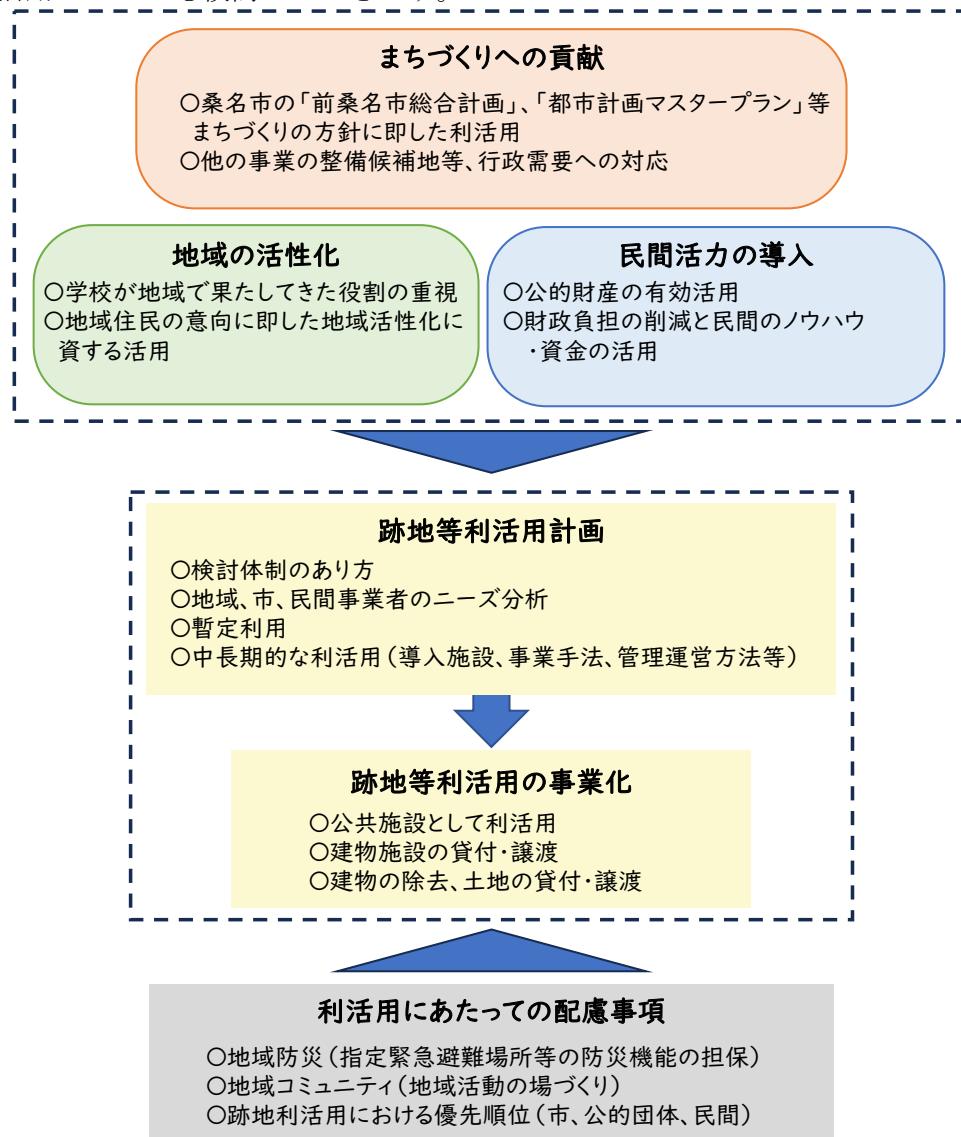


図 10-1 学校跡地活用検討フロー

#### 4) 学童保育等関連する施策との調整

学校再編を進めるにあたっては、学童保育をはじめとした関連する市の各種施策について各関係部署と緊密に連携を図りながら進めています。

#### 5) 長期的な再編計画の遂行

本市全域における学校再編には、相当な期間を要すると想定しており、長期的な取り組みが必要です。学校再編の実施過程においては、社会情勢の変化や地域の実情、法令等の改正を反映するとともに、先に設置された施設一体型小中一貫校（義務教育学校）の子どもたちへの教育的効果等を適宜振り返りながら、改善等の必要が生じた場合には、本計画の柔軟な見直しを行うといった、計画の立案（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）というPDCAサイクルを継続的に回すことが重要です。このように、計画の進捗や課題を定期的に確認し、必要に応じて柔軟な見直しや改善を図り、より効果的かつ持続的な再編を推進していきます。

## II 関連法令

### I) 学校教育法施行規則（抄）

（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

### 2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適當と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。